

農林52-40

# 先進国農業協力実態調査団

## 報告書

### (カナダ編)

昭和52年7月

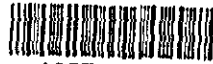
国際協力事業団

RY

農林52-40

先進国農業協力実態調査団  
報告書  
(カナダ編)

JICA LIBRARY



1035783181

昭和52年7月

国際協力事業団

国際協力事業団

受入 月日 '84. 3. 16	801
	80.7
登録No. 00499	AFT

# 目 次

## はじめに

I. 調査の目的 .....	1
II. 調査団の構成 .....	2
III. 調査団の日程 .....	3
IV. 調査の結果 .....	7
1. カナダ対外援助の方針と目標 .....	7
2. 対外援助予算の概要 .....	8
3. カナダ開発援助の予算制度 .....	9
4. カナダの協力方式の概要 .....	12
5. 協力プロジェクトの具体的な管理 .....	27
6. カナダ国際開発庁 .....	36
7. カナダの農業協力事業 .....	42
8. インドにおけるカナダの協力事業 .....	49
9. マレーシアにおける協力事業 .....	57
V. 調査団長所見 .....	70
付属資料 1 面会者リスト .....	70
付属資料 2 収集資料リスト .....	74

## は　じ　め　に

開発途上国の農林業に対するわが国の協力は、これらの諸国における食糧の増産、輸出農産物の生産拡大、雇用の増大等農林業の開発を通じそのバランスのとれた経済発展と住民福祉の向上に寄与するとともに、わが国の必要とする農林産物の供給源の拡大、多角化にも資するものであり、その意義はきわめて大きくその重要性は近年ますます高まっている。

このような情勢のもとで、わが国の農林業協力は、多様化、大型化しつつ増大する開発途上地域等からの要請に応え得るよう、長期的視点からさらに積極的にその推進をはかる必要がある。

当事業団は、このような情勢に対処してわが国以外の先進国の農林業分野における協力事業状況を調査し、わが国の農林業協力事業の参考に資することを目的として、昭和49年度は西ドイツおよびデンマーク、昭和50年度には米国の農業協力実態調査を実施し、農林業協力事業を推進するための貴重な数多くの成果を得た。

昭和51年度は、カナダが実施しているインドおよびマレーシアに対する農林業協力の実態を調査するため、さる4月8日から5月1日までの24日間にわたり、大村清之助元タイ養蚕プロジェクトリーダーを団長とする6人からなる調査団をカナダ、インドおよびマレーシアへ派遣した。

この報告書は、その調査の結果を取りまとめたものである。これがわが国の農林業協力事業の充実およびその効率的運営のために資するところとなれば幸甚である。

最後に、今回の調査に当って全面的協力をいただいたカナダ国際開発庁はじめ関係各国政府ならびに日本大使館の各位に心から謝意を表したい

昭和52年7月

国際協力事業団

## I. 調査の目的

## I. 調査の目的

近年、開発途上諸国からの農業開発に対する協力要請は、その規模を拡大し、内容も多様化しているが、この要請に応じるためにはわが国の農業協力事業も質量両面における改善と拡大を迫られている。このような時に当り、わが国以外の援助供与国が実施している農業協力事業の実態を調査することは極めて有意義である。

このため、当事業団は昭和49年度においてはドイツ連邦共和国がインドネシア及びタイにおいて実施している農業協力事業、昭和50年度は米国のペルー、ボリビア、パラグワイの同様事業について実態調査を行った。

昭和51年度については、前2年度に引き続き、カナダがインド及びマレーシアにおいて実施している農業協力事業を、オタワのカナダ国際開発庁及び現地プロジェクトを訪問し実態調査を実施し、もってわが国の農業協力事業の円滑かつ効率的な実施に資するものとする。

## Ⅱ. 調査団の構成



## Ⅱ. 調査団の構成

氏名	担当業務	現職
大村清之助	団長・総括	元タイ養蚕プロジェクトリーダー
谷山重孝	団員・農業開発計画	農林省構造改善局建設部整備課長補佐
橋口次郎	”・技術協力	国際協力事業団農林業計画調査部調査役
木下清彦	”・農業技術	” ” 農林業技術課職員
高井正夫	”・協力企画	農林省農林経済局国際協力課事務官
安達武史	”・業務調整	国際協力事業団農林業計画調査部農林業技術課職員

### Ⅲ. 調査団の日程

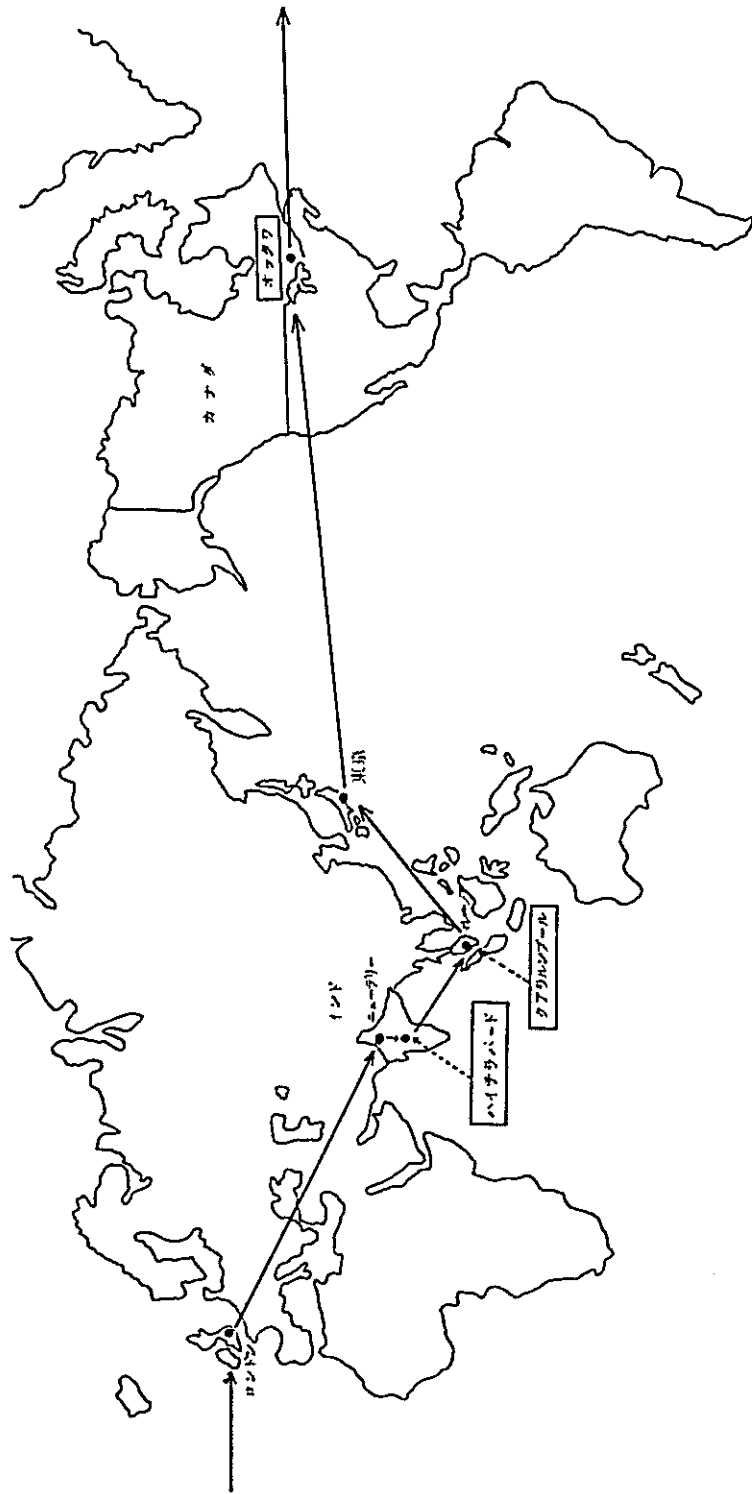
### Ⅲ. 調査団の日程

月 日	曜日	日 程	宿泊地
4月 8日	金	東京発 (JL12)	バンクーバー
9日	土	オタワ着 (CP60) 在カナダ日本大使館佐々木書記官と打合せ	オ タ ワ
10日	日	団員打合せ (調査内容について)	"
11日	月	" (調査事項について)	"
12日	火	カナダ国際開発庁 (CIDA) 訪問 ○カナダの国際協力事業について事情聴取	"
13日	水	カナダ国際開発庁 (CIDA) 訪問 ○食糧・肥料援助等について事情聴取 カナダ通商公社 (CCC) 訪問 ○供与資機材の調達について事情聴取	"
14日	木	カナダ農業省訪問 ○農業協力事業に関する農業省の役割等について事情聴取 カナダ中央農業試験場訪問 (家畜研究所)	"
15日	金	団員打合せ (調査結果取りまとめ) 在カナダ日本大使館訪問 ○榎本公使・佐々木書記官 (調査結果概要報告)	"
16日	土	オタワ発 モントリオール着	モントリオール
17日	日	モントリオール発 (AC866)	機 中 泊
18日	月	ロンドン着 (AC866)	ロンドン
19日	火	ロンドン発 (BA726) 木下団員 東京発 (JL463) デリー着 (JL463)	デ リ ー

月 日	曜日	日 程	宿泊地
4月20日	水	デリー着 (BA726) 在インド日本大使館訪問 ○市之宮書記官と打合せ	デリー
21日	木	団員打合せ(調査事項について) 在インド日本大使館訪問 ○池部公使表敬 インド農業かんがい省訪問 (Ministry of Agriculture and Irrigation) ○インドにおける農業の現状と問題点について事情聴取, 意見交換	"
22日	金	在インドカナダ大使館訪問 ○カナダの農業協力事業の現状について事情聴取	"
23日	土	小麦栽培現地視察(デリー郊外) デリー発(IC540)ハイデラバード着(IC540)	ハイデラバード
24日	日		
25日	月	乾燥地農業研究開発プロジェクト本部訪問 ○カナダの実施しているインド乾燥地農業研究協力事業の現状について事情聴取 国際半乾燥熱帯作物研究所(ICRISAT)訪問 ○半乾燥地帯農業の試験研究について意見交換	"
26日	火	ハイデラバード発(IC540) クアラルンプール着(SQ114) 左達書記官, 河西JICA事務所長と打合せ	クアラルンプール

月 日	曜日	日 程	宿泊地
4月27日	水	マレーシア農業大学訪問 ( Forestry Faculty ) ○カナダの協力事業の現状について事情聴取 在マレーシア日本大使館訪問	クアラルンプール
28日	木	マレーシア農業大学訪問 ( Veterinary Medical Faculty ) ○カナダの協力事業の現状について事情聴取 在マレーシアカナダ大使館訪問 ○カナダの国際協力事業の現状と問題点に ついて事情聴取, 意見交換	"
29日	金	団員打合せ(調査結果について)	"
30日	土	オイルパーム・ゴム・水稲栽培現地視察 左達書記官, 河西 J I C A 事務所長へ報告	"
5月 1日	日	クアラルンプール発( J L 7 1 4 ) 東京着( J L 7 1 4 )	

國 在 印 航 行 経 路



## IV. 調査の結果

## Ⅳ. 調査の結果

### 1. カナダ対外援助の方針と目標

カナダは、1970年に「カナダ外交政策レビュー」を公表し対外援助の指針を明らかにしたが、さらに5年を経過した後の1975年には、新たに「1975～1980年の国際開発協力のためのカナダの戦略(以下『戦略』と略称する)」を公表した。

この戦略は1973年から1974年にかけて起った世界的な食糧不足、石油危機等の世界の経済環境の激変に応じ、第3世界が直面している数多くの困難な問題に対しカナダが如何なる方針で国際協力を展開していくかを中期的に期間を限り明示したものである。

戦略の内容は2部に分け、第1部においては、近年、深刻の度を加えた食糧、燃料、肥料の不足により多くの開発途上国が大きな影響を受け、その経済開発が国連開発の10年の目標に比し満足すべき進捗状況を示し得ず、このため先進国と開発途上諸国の所得格差はますます拡大傾向にあること、しかしながら、世界各国の相互依存関係はますます強化する見通しであり、先進工業諸国は第3世界諸国と新しい関係を樹立すべきであること、及びその一環としての援助のあり方は、開発の究極の目標を従来の成長率のみに目を向けた方向から成長の成果の公平な配分を求めていること、よってカナダはこれらの事態に対応して開発援助計画を資源移転の有効な手段と考え、この資源移転をより効果的に行うべきことを結論付けている。

これを受けて第2部はカナダの援助方針をうたい、開発のための総合的なアプローチ、カナダの開発援助計画、カナダ人の参加等21ポイントを列挙してある。(この詳細は、昭和52年5月当事業団刊行「カナダの開発援助戦略1975-1980年」を参照のこと)

このなかで最も重要なポイント第5「カナダの援助を律する目的と原則」を以下に紹介する。

カナダの開発援助計画の目的は、開発途上国が開発努力の成果を国民に広く分配し、生活水準の向上を実現し、国民が全国的な開発努力のあらゆる部門に参加する能力を高めるようにその経済成長を促進し、社会組織の変革を図ろうとする努力に対し、支持を与えるところにある。

このようにカナダの援助は、開発途上国自身の自助努力に対して行なわれ、



最貧国を優先し、国民の最も恵まれない階層に属する人々の生活と労働条件の改善を指向している。

この戦略に則り、カナダの対外援助の一元的な実施機関であるカナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency — CIDA）の目標は以下のように定められている。

すなわち、CIDAは開発途上国の経済、技術、教育、社会の開発について援助を与えることを主目標とし、さらに次の如き副次目標を達成することとされている。

- 1) 開発途上国の生産能力開発に支持を与える。
- 2) 開発援助を実施している国連その他の国際機関の開発計画を援助する。
- 3) 学問、技術にかかる訓練を行い生産技術の向上について支持を与える。
- 4) 飢餓その他の困難を救済する。
- 5) 開発協力を行う非政府機関、民間機関を支援すること。
- 6) 国際開発研究を支援すること。
- 7) 経済、社会、開発援助を実施すること。

## 2. 対外援助予算の概要

2-1. 1977年度のカナダの財政規模総額は451億ドルであり、1976年度421億ドルと比べ7.1%の増加を示している。

77年度の経済援助は、財政投融资計上分も含め、政府開発援助（ODA）総額11億ドルとなる予定であり、対GNP比率は76年度と同程度の0.53%と見込まれている。

1977年度の外交関係予算は表2-1のとおりであり、CIDAにおける過去の予算の配分状況を示せば表2-2のとおりである。

表2-1 1977年度のカナダ外交関係予算(単位1000カナダドル)

項 目	1977-78	1976-77	(支 出) 1975-76
外 務 省			
(1) 本 予 算	264,230	241,290	203,851
(2) 特 別 予 算	208	189	1,226
計	264,438	241,479	210,077
C I . D A	1,002,020	917,555	797,674
I D R C	34,500	29,700	27,000
国際共同委員会	2,405	2,570	2,047

表2-2 カナダの1975年及び過去10年間の援助状況

項 目	1975年		過去10年間	
	金額(100万ドル)	割合(%)	金額(100万ドル)	割合(%)
2 国 間	406.39	45	1,669.01	47.6
食 糧 援 助	222.54	24.6	809.39	23.1
2 国 間	119.32	13.2	619.96	17.7
多 国 間	103.22	11.4	189.43	5.4
多 国 間	215.34	23.4	839.92	23.9
非政府機関交付金等	31.86	3.5	115.17	3.3
I D R C	27.00	3.0	72.98	2.1
そ の 他	0.38	0	1.05	0
計	903.51	100	3,508.12	100

## 2-2. 政府援助の概要

カナダの政府開発援助(ODA)総額は1974年の713.4百万ドル(対GNP比0.50%)から1975年の879.7百万ドル(対GNP比0.58%)へと23%の増加を示している。ODAの69.5%は2国間援助であり、2国間援助は23.5%の増加を示している。但し、2国間援助のうち借款・贈与のコミット・ベースは73年レベルから比べ

て落ち込んでいるが、この最大の原因はインドへの援助プログラムが、核問題のために遅延していることによる。多国間援助は食糧援助の35%が多国間を通じて実施されたことにより、23%の増加を示している。ODAの条件はグラントエレメントで74年の97.2%から75年の96.5%へと若干の減少を示しているが、それでもこの数値はDAC諸国の中でも高いものである。(我が国は70%)

一方、その他の援助である「その他政府資金の流れ」(OOF)についてみれば開発途上国への輸出信用は、輸出開発公社(Export Development Corporation, EDC)により実施されているが、クレジット額は74年の142百万ドルから75年の168百万ドルと18%の増加を示している。同じくコミット・ベースについてみるならば、74年の570百万ドルから75年の829百万ドルと45%の増加を示している。これらのクレジットの利率は月によって差異があるものの、75年中はほぼ6~9%の間である。

### 3. カナダ開発援助の予算制度

#### 3-1. 予算制度

カナダ連邦政府の予算編成手続きは、日本とはほぼ同様の単年度予算(4月-3月)であるが、その編成方法はわが国よりも弾力的であると考えられる。連邦政府には財政省(Ministry of Finance)とは別にわが国の大蔵省主計局にあたる枢密院財務局(Treasury Board)があり、各省予算の各項目レベルまでの査定を行うが、詳細に立至ることなく繰越もかなりな程度自由に行われる。とりわけ援助予算は長期的かつ計画的に実施することと迅速な施行が必要であるから外務省やCIDAへある程度の裁量権を与えている。

このことは、カナダ連邦議会の審議においても同じであり、援助の実績については詳細な評価がなされるが、長期計画(前出「戦略」等)がカナダ連邦議会で承認されている時点での予算編成においては、グラント、ローン及び食糧援助といった大きな枠についての一括討議と投票が行われるのみであり、それぞれの具体化については、外務大臣の権限により決定される。多国間機関への拠出については、我が国と同様それぞれについて議会での討議決定が行われる。

### 3-2. 編成手順

カナダの会計年度は4月1日から翌年の3月31日までであり、予算編成作業は1月から開始されることとなる。その手順は次のとおりである。

まず、大蔵省から歳入見通しが発表され、それとともに財務局から歳出見通しが発表される。予算の編成は長期事業計画（5ケ年）をもとにして、CIDAを含む連邦政府各省の予算要求は3月までに財務局に提出され、6～7月に財務局との交渉を行う。

8～9月に財務局は各省の予算を決定する。これを受け、10月から各省と財務局との本格的見積作業が始まる。年内には各省の支出予算を決定するCIDAの予算については食糧援助、グラント及びローン等の大まかな枠について決定するだけであり、その詳細についてはCIDAが後に決定する。この予算案は翌年1～3月に議会の審議を受け、決定されることとなる。

### 3-3. 中期計画の策定

カナダは1975年から援助の中期計画を作成することとした。これは2国間援助を効率的かつ円滑に実施するために導入された方法で Indicative Planning Figures (IPF) と称され、CIDAが閣議に予算書を提出した会計年度から引続く5年間につき予定支出額を計算し提出している。

実際の1年毎の支出額は、各国別のプログラムが作成され実施されるのに応じて、閣議決定した予定支出額の範囲内で変動することとなるがIPFは中期の2国間援助全体のみならず、個別のプログラム国、プロジェクト国（プログラム国とプロジェクト国については後述）のプロジェクト、さらに地域資金から支出される地域機関もその対象とする。

IPFは、援助額の趨勢、形態、選択権を示すと共にCIDAの2国間計画の管理を行うメカニズムであり、従って地域別、国別の将来の支出額の決定に資するものとなる。

その結果、IPFの数値を決定することは、5年間のカナダの援助額の大枠を決定することであり、関係大臣は年次閣議レビューの際に、カナダの援助の将来の形態を調整する機会が与えられる。同時に、プログ

ラム国についてかかる I P F を承認することにより C I D A の担当官と受益国側の双方が将来の援助の金額など、その態様を把握し得ることとなり、援助に関係するプロジェクトについて明確な予定をたてることが出来ることとなる。

#### 4. カナダの協力方式の概要

4-1. カナダの対外協力は、C I D A を通じて実施されているが、1975年度のC I D A の O D A ディスバースメントは9億300万ドルに達した。協力の態様は、大別して2国間計画、多国間計画、非政府機関(N G O)、I D R C に対する協力を分けられる。それぞれに配分された金額は、次のとおりである。(1975年度)

2 国 間 計 画	:	5 億 2 6 0 0 万 ド ル
多 国 間 計 画	:	3 億 1 9 0 0 万 ド ル
N G O 計 画	:	3 1 0 0 万 ド ル
I D R C へ の 支 出	:	2 7 0 0 万 ド ル
合 計		9 億 3 0 0 万 ド ル

この援助額中に、食糧援助の占める割合は2億2200万ドルで24.6%に達し、国連機関等及び国際金融機関への出資及び拠出が2億1600万ドル、2国間の経済援助が3億5000万ドル、同技術援助は5400万ドルとなっており、わが国の政府開発援助に比し食糧援助の金額が大きいこと及びN G O 計画に対する援助額が大きいことを一つの特徴としている。

カナダの援助は歴史的にはコロンボ計画への加盟によって開始され比較的新しいといえるが、このために英連邦諸国を優先的に援助することが当時の方針であり、その後もこれら諸国を中心とする2国間援助にウエイトがおかれていた。しかし最近は多国間計画の比率増大が顕著である。又、協力対象国数もほとんど全世界の各地にひろがり80数カ国に達する。

#### 4-2. 2国間援助

C I D A の 2 国 間 援 助 は、プ ロ ジ ェ ク ト 援 助、食 糧 援 助、商 品 援 助、借 款 供 与 の 形 態 を と る。プ ロ ジ ェ ク ト 援 助 は C I D A の 協 力 中 最 大 の シ

エアを占め1975年には3億2300万ドルのコミットメントを行ったが、この内容として主たる部門は、従来まで、

1) 水の供給, 2) 運輸, 3) 技術協力(アドバイザーの派遣, 調査団の派遣, 訓練), 4) 通信 の4部門であった。

農業部門に対するプロジェクト援助は、1400万ドルで同援助中の5.3%を占めている。

しかし最近の世界の食糧・農業事情の変化に伴ない、農林水産業等の再生可能資源(renewable resources)に対する援助の優先度が高くなり、農林水産業関係プロジェクトが増大し、1975年度には44の新規プロジェクトが採択された。(5000万ドルの贈与, 640万ドルの貸付)。

#### 4-3. 2国間援助実施の方法

カナダが2国間援助を実施する場合は、「戦略」のポイント第8及びポイント第9に則り、ア) 援助の必要性 イ) 開発途上国の開発へのコミットメント ウ) カナダの全般的な利害 エ) 他の援助供与国による2国間援助の地理的配分の諸点に配慮して対象国を選ぶこととしている。

援助の実施は、まず被援助国をプログラム国とプロジェクト国とに2分する。プログラム国は、国民所得375ドル/年以下の国であり、その80%は200ドル/年以下の最貧国を対象とし、中期計画(5ケ年)に基づく被援助国であり、現在25カ国が指定されているが国名は公表しない。

プロジェクト国とは、プログラム国以外の被援助国であり、要請されたプロジェクトがCIDAにより援助に値すると認められる場合、そのプロジェクトを対象にコミットされた被援助国をいう。すなわち、これらのプロジェクト国は、開発プロジェクトの内容によりケース・バイ・ケースで選定され、おおむね開発の進んだ途上国に限られ国民所得が375ドル以上の国を原則とする。プログラム国とプロジェクト国については毎年“Allocations Memorandum”によって検討がなされ、必要に応じて改変される。なお、CIDAでは援助対象国を5地域(アジア、英連邦アフリカ、フランス語アフリカ、カリブ海諸国、南米)に分け、それぞれについてCIDAの2国間計画局の中に部局を有している。

#### 4-4. プログラム国

プログラム国とはいいかえるならばカナダが援助を行う場合に重点を置いて国の開発全体を視野として経済開発の制約要因分析を行い、この要因克服のために効果的な部門を明らかにした上で、種々の援助 — 経済、技術、資金、食糧を含む — を総合的に実施するものである。従ってプログラム国に対する分析はCIDAの地域局の主要業務であり詳細を極め援助額も多額にのぼり、期間も或程度長期間にならざるを得ない。

プログラム国に対する「開発計画」を作成する過程はおおまかに言くとプログラムの把握、分析評価、レビュー、承認の4過程である。

##### 第1段階：プログラムの把握

- (1) CIDAの国別担当官(地域局地域担当部地域担当課の中に計画担当官とプロジェクト担当官がおかれる)による被援助国の訪問と調査。(会計年度初め)
  - i 被援助国の自助努力、援助受入体制、予想される障害についての資料収集。
  - ii セクター別プログラムとプロジェクトについて現地担当官と検討を行う。
- (2) 在外公館職員は夏までに国別担当官に経済関係資料を提出する。
- (3) 国別担当官は当該国についての世銀、IMF、各種国際機関その他諸国の援助状況及びカナダ連邦政府各省からの情報を収集する。

##### 第2段階：プログラムの分析評価

国別担当官は、次の諸点について分析と評価を行う。

- (1) 被援助国の直面する経済問題全般。
- (2) それらの経済問題を解決するために被援助国が実施している経済計画。
- (3) 経済計画の遂行上直面する困難な問題。
- (4) その問題を解決するために被援助国が必要としている外国援助。
- (5) 他国が現在行っている援助状況。
- (6) これらの諸要因の分析により、被援助国の必要とするカナダの援助計画。

### 第3段階： プログラム・レビュー

作成された援助プログラムは次の諸点について再検討され修正と仕上げがなされる。

- (1) 在外公館職員と被援助国の担当官による一般的レビュー
- (2) C I D A の地域局の主任計画担当官と地域担当部長によるレビュー
- (3) 主任計画担当官委員会と2国間計画諮問委員会による総合的レビュー
- (4) 2国間計画管理グループ 次いで総裁諮問委員会による政策問題を重点とした総合的レビュー
- (5) 各省間開発援助委員会（ I C D A ）によるプログラム案の集中的レビュー（カナダの対外援助政策、各省の利害等の視点から）

### 第4段階： プログラムの承認

- (1) 国別プログラムにかかる所要経費と方針を閣議予算書に盛り込む作業。
- (2) 予算書の政府間委員会及び、国際開発委員会による検討。
- (3) 関係各省の承認の後、外務大臣の承認。
- (4) 閣議による正式決定

#### 4-5. プロジェクトの形成と実施

以上によってプログラム国の国別5カ年援助計画が成立するわけであるが、これらの5カ年援助計画の中に内包される個別プロジェクト及び、プロジェクト国として認められた国におけるプロジェクト管理は次のとおりである。

### 第1段階： 選定確認

- ・ プロジェクト要請の受理・プロジェクト要請の検討・C I D A の地域担当部によるプロジェクトの検討
- ・ プロジェクトリーダーの任命

### 第2段階： 予備分析

- ・ プロジェクトチームの編成・プロジェクト概査
- ・ 融資の範囲、タイプ、規模の予備決定・部門間の優先順位の決定

### 第3段階： 原則の決定



- ・ プロジェクト審査委員会による最少限の分析
- ・ プロジェクトの採否の決定

#### 第4段階： 検 討

- ・ 必要に応じ協力可能性調査を行なう。プロジェクトに関する経済的技術的可能性についての決定
- ・ プロジェクトの目的、構成、スケジュールおよびコスト面の検討・プロジェクト予算の総合見積り

#### 第5段階： 承 認

- ・ プロジェクト審査委員会によるプロジェクトの承認・長官 大臣によるプロジェクト実施の承認
- ・ 受入国との「融資協定」もしくは「覚書」の調印

#### 第6段階： 実 施

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 研 修 員           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請の検討・指名の検討・研修プログラムの設計・研修員の配慮・研修内容の提示・医療保険上の手続</li> <li>・ 旅行のための準備・出迎えおよび説明・プログラムの管理・プログラムの完了・帰国の準備</li> <li>・ 研修員の報告・研修の効果測定</li> </ul> |
| 専 門 家           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家要請の検討・専門家の募集・専門家の選考・身上調査・健康診断・任命・契約交渉・契約のための説明</li> <li>・ 専門家の出発・契約の管理・帰国準備・報告・プログラムの効果測定</li> </ul>                                  |
| コンサルタント<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンサルタント選定委員会によるコンサルタントの選考・長官・大臣による承認・契約交渉</li> <li>・ 財務局の承認・契約・契約管理・コンサルタントサービスの効果測定</li> </ul>  |
| 建 設             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有資格建設業者のリストアップ・長官 大臣による承認・プロポーザルの勧誘・応札の分析評価および契約者の選定・契約交渉（贈与による援助の場合はCIDAによる。融資の場合は受入国による）財務局の承認・契約契約管理・建設契約の効果測定</li> </ul>             |

- 資 機 材 ・ 調達方法の決定・DSS, CCC, CIDAの入札による納入業者の選択
- ・ 必要な場合には財務局の承認・納入契約の審査・契約の管理・資機材納入契約の効果測定

#### 第7段階：完了

- ・ プロジェクトの目的に照らし、プロジェクトの各構成要素を効果測定・必要あれば修正措置
- ・ 終了手続きの開始・プロジェクト資金の清算・受入国への引渡し  
(なお、この手続きについてはパラ5において詳細に記述されている)  
このようにカナダの2国間援助は、プログラム国とプロジェクト国に分けて計画され、実施されているところから、CIDAのなかでこれを担当する地域局の役割が重要となる。すなわち、アジア、カリブ諸国、英連邦諸国、フランス語アフリカ、ラテンアメリカの各部にさらに数カ国を担当する地域課が設けられ、そのそれぞれの課にはプランニング担当官と、プロジェクト担当官がおかれている。(後述CIDAの機構参照)  
プランニング担当官がプログラム国にかかる援助のために上記の諸段階の作業をデスクワーク、現地調査を通じて実施しているのであり、当然のことながらエコノミストがその任に当たっている。

#### 4-6. 多国間援助.

カナダの援助の態様でいま一つの特徴は、多国間援助への指向が最近著しいことであろう。すなわち1970～71年にはカナダの開発援助総額に対する多国間援助が21%であったものが逐年増加して1975年には35%となった。

多国間援助は、2つの分野に大別される。その第1は、60以上に及ぶ援助実施国際機関すなわち世銀、地域銀行等の資金提供機関及び国連機関等に対する援助であり、第2には国際的な政府決定機関、たとえば国連諸機関、OECD等の国際機関に対する拠出金等である。

これらは他の諸国の多国間援助とほぼ同様の援助形態をとるが、注目すべき点は、食糧援助についても多国間のチャネルを通じる割合を増加する努力を行っていることであり、最近その比率の上昇が著しい。

#### 4 - 7. 非政府機関への援助

非政府機関 ( Non - Governmental Organizations - NGO ) とはこの場合対外援助を実施している政府以外の機関、すなわちカナダ大学海外奉仕団 ( Canadian University Service Overseas - CUSO ) 等を指すが、カナダでは伝統的に対外援助活動を実施しているこの種の組織が存在していた。最近に至りその数は急増し、215のNGOが対外援助活動に参加している。これらの活動に対し、カナダ政府がCIDAを通じ支援を行っているがその方法はマッチンググラントベースによるものであり、NGOが実施するプロジェクトの経費の一定部分を補助する形での援助が行なわれる。このマッチンググラントの支出対象となる実施機関及びプロジェクトを選定する規準は別途に定められている。

対象となる機関のうちCIDAからの支援が多額にのぼる主な団体は以下の3団体である。

カナダ経営者海外奉仕団 ( Canadian Executive Service Overseas - CESO )

CESOは1968年設立された開発途上国の資源開発等の要請に応じ、短期間 ( 6ヶ月以内 ) 専門家を派遣する民間企業のボランティア機関である。

カナダ大学海外奉仕団 ( CUSO )

CUSOは1961年に設立された大学組織のボランティア機関であり、CIDAからの交付金ばかりでなく、広く国内から資金協力を受け、途上国へ教育、医学、食糧生産等の専門家を派遣している。

カナダ海外青年隊 ( Canada World Youth - CWY )

CWYはカナダの16才から20才までの青年を途上国に派遣し、9ヶ月間現地の青年と共に生活し労働する非政府ベースのボランティア機関である。

#### 4 - 8. 食糧援助

小麦を主とする食糧穀物の大生産国であるカナダは、アメリカと並んで開発途上国に対する援助の重要な要素として食糧援助を実施してきた。現在においても食糧援助はカナダ援助計画の相当な割合を占めており同国

援助の特徴を示している。

カナダ政府は、1973年のオイルショックを契機として恒常化しつつある途上国の食糧危機という緊急事態に対して望まれる食糧援助を継続していくことを表明している。75年度の援助実績は222.54百万ドル、CIDAの援助の24.6%を占める。また76年度もほぼ同額の支出が見込まれ、77年度予算もほぼ同額の230百万ドルが計上されている。これはカナダが74年11月のWFCにおいて、向こう3年間に100万トンの穀類による食糧援助及び同じ期間中に非穀類（魚、ミルクパウダー、豆類等を毎年45百万ドル）による食糧援助をコミットしたが、このことは従来の食糧援助委員会（FAC）ベースの食糧援助から見るならば大きな政策転換といえる。食糧援助は援助相手国の農業発展に悪影響を及ぼさないように実施することが要求されるが、飢餓に直面している国民が存在する諸国に対して食糧を供給すべきであるという明白かつ単純な理由に加えて、幼児、婦人等の弱者グループの慢性的な栄養不足を解消するために必要な食糧を供給する必要が急務であること、開発途上国の輸入食糧所要外貨の節約に役立つこと、援助食糧の販売による現地通貨積立により国内の社会経済発展に寄与すること、開発プロジェクト従事労働者の現物賃金として使用すること等により、効果的な食糧援助が期待し得るとされている。

カナダの食糧援助は、1975年度には数量で約102万トン、金額は2億2000万ドルに達したが、援助の形態を漸次多国間援助に力を入れるより変化せしめている。すなわち、全食糧援助の20%以上を多国間のチャネルを通じて実施する方針を決定した。これらの食糧援助のうち2国間援助はCIDAを通じて行ない、被援助国が必要としかつ取扱い可能な食糧の数量とタイプを決定し、品目に応じて農業省、小麦庁等当該品目を所管している省庁等から買付を行う。多国間の食糧援助においては、カナダ農業省は重要な役割を果たしており、援助物資の特定及び調達などについてCIDAから委託を受け決定している。

CIDAの2国間食糧援助方針は我が国の場合とほぼ同様であるが、プログラム国の場合、相手国との食糧援助協定は開発計画の枠の一環として実施される形態を取る。

現在のところ食糧援助は、ほぼ60%が2国間を通ずるものであり、

40%は世界食糧会議WFCを通ずるものである。2国間のうち80%がプログラム国むけであり20%は緊急災害等援助となっている。また食糧援助の運送費（バングラデシュ等のLLDCについては国内輸送まで）については、被援助国側からの要請によりCIDAが負担するが、保険料についてはこの限りではない。見返資金の積立制度について、CIDAとしては食糧援助を必要とするような途上国は外貨ばかりでなく内貨も不足しているため、しばしば相手の行政能力以上の負担をかけ、結局積立可能性は現実的ではなくなる例があること等から、この制度の廃止を検討している。

しかしながら、現在のところ食糧援助そのものは、途上国の食糧輸入を固定化し生産を阻害する恐れがあるため、当該国の経済開発へのインパクトを合せて与える必要から、見返資金の積立制度による内貨の使用を援助協定に義務付けている。もっとも、この制度はきわめて弾力的に適用されており、LLDCにおいては一般会計の経済開発部分の中に見返資金分が確認されればよいこととしている。

食糧援助は現在すべて無償であるが、1965年まではローンによる方式（3%50(10)年）も存在した。また、CIDAにおいては食糧援助（見返資金分も含めて）を特定のカナダのプロジェクトとリンクさせる形態は取っていない。なお、CIDAにおいては食糧以外にも肥料（カリ）、農機具の商品援助も行っているが、援助方式は食糧援助と同様であり、特にCIDAの行方相手国のプロジェクトと結びつけていない。

#### 4-9. 各省との関係

CIDAは対外援助にかかる政策、計画の管理、資金面について責任を有する機関であるが、中央政府の各省庁は国際開発問題に深く関係している。

援助政策の面では、カナダ国際開発委員会（Canadian International Development Board—CIDB）に関係省次官がメンバーとして参画し政策決定とレビューを行う。

その下部機構としては、政府間開発援助委員会（Interdepartmental Committee on Development Assistance—ICDA）が設置され

ており、政策問題に関する各省コンセンサスを得るために定期的に会合を開いている。近時、C I D Aは対外援助政策決定において広範囲に参加し始めており、1974年以降についてみれば援助とは直接関係のない政府関係委員会にも積極的に参加するようになった。1975年についてみればC I D Aが参加した同種の委員会の数は16に達した。

農業省についてみれば、政策決定の場としては前述のI C D Aに参加する他、多数のC I D Aプロジェクトに協力をしているが、その例の一つが同省Lethbridge 農業研究センターを中心とする協力プロジェクトとしてわれわれ調査団が調査したハイデラバード乾燥地農業開発プロジェクトがある。

#### 4-10. 国際開発研究センター (The International Development Research Center — IDRC)

このセンターについては、すでに当事業団刊行にかかる「先進諸国の援助実施状況」に紹介がなされているので、ここでは簡単にその機能と任務について触れておく。

このセンターは、世界各国の貧富格差の拡大は基本的に科学技術の格差にあるとの認識が深まり、1970年にIDRC設置法により外務省所管の外局として設置された。

IDRCは開発途上国を対象として自然科学及び社会科学の研究及び研究普及の任に当るが、とりわけ現在の途上国が直面する最大の問題 — 食糧生産、公衆衛生、住居及び工業化計画 — に重点を置いている。

開発途上国の研究者はそのために広汎な知識と経験を早急に取得することが要求されているが、C I D Aの如き個別の国に対する全般的な経済技術援助を実施している機関では、前記の要望を十分に充たし得ない。このような事態に対応して、開発途上地域に対する研究協力をもっぱら実施する機関がIDRCである。

同機関は、運営機構としてカナダ人11名、カナダ人以外(開発途上国の出身者)10名からなる理事会が設置されている。理事長はカナダ政府が任命し、理事長は政府の承認を受けて理事を任命する。

IDRCはC I D Aから支出される交付金(1976/77年度29.7百万ドル)によって運営されている。IDRCの事業計画は設置

以来5年半の期間に69.8百万ドルの予算が承認され、開発途上国において375のプロジェクトを実施することとした。これらのプロジェクトの特徴は、開発途上地域の国民が自ら実施にあたり、IDRCは30人以上の専門家は派遣しないこととなっている。

したがって、従来の意味での技術協力計画ではなく、又、必ずしも研究センターとも言えない。すなわち、CIDAとは重複をさけつつ緊密な協力が行われている。その形態は、双方の職員が互いに他のプロジェクトレビュー会議に出席し非公式な協議を行うこととしている。

また、両機関の間には、IDRCが第1次段階の研究に資金を提供するのに対し、CIDAは成果が上ることの明らかとなった新技術の開発をより多額の資金で支援するという広義の合意ができています。

しかし現在では、IDRC、およびCIDAの両機関とも国際農業研究センターの強化に対する支援が主たる分野である。

なお、IDRCは、シンガポール、ボゴタ、ダカル、カイロ、ナイロビに地域事務所を置いている。

#### 4-1.1. 民間企業支援計画

カナダは、開発途上国との関係を緊密にするために民間企業が国際協力のうえで大きい役割を果たすよう支援を行っている。すなわちCIDAは援助によらない方式によって開発途上国の経済成長を促進するための援助を行うことを企業に求めている。

実際の支援方式としては、CIDAの担当部局（Business and Industry Division）がリソースセンターとして機能し、種々のジョイントベンチャー、ターンキープロジェクト等の事業についてカナダの民間資金が開発途上国において最高の効率を上げるように支援を行う。

そのためには、CIDAは他の先進国の海外投資状況を追跡調査し、自国の投資機会の参考資料とする。実際の活動はカナダの通商使節団、現地の産業開発銀行を通じて行われるが、作成された計画は、カナダの企業協力の基本となる詳細な情報を得るために、カナダのコンサルタントチームを援助対象国に派遣する。

また、CIDAは開発途上国の政府及び企業の関係者とカナダ企業による投資会議を開催し、民間投資にかかる種々の問題を討議する機会を

作っている。C I D A 担当部は海外で事業を拡大しようと計画しているカナダの企業を発掘すべく努力を払っており、農業、建設、鉄鋼の各部門別に、企業数、企業規模、所在地、生産規模、年間販売量を備えた一覧表の作成作業に従事している。この作業によってカナダ企業の利害と関心に合致する開発途上国の投資機会を発掘することが容易になる。

また、国別に投資環境、開発・投資銀行のサービス、税制等のデータを収集整理した、カントリープロフィールをマレーシア、フィリピン他の諸国について作成した。

さらに、これらの資料のみに依存することは不十分であるとの考え方に立ち、海外投資を真剣に考慮している企業が現地調査を行う場合、これに対する資金援助を行っており、25のカナダ企業がフィージビリティ調査を実施するに当りC I D A から資金の援助を受けた。その金額はまず、開発途上国に1～2名の代表を送り投資機会を検討する場合に2500ドル、この事前調査の結果が良好であった場合フィージビリティ調査を行う場合には25000ドルまでの補助が支出される。

#### 4-1.2 カナダ通商公社(CCC)の存在

C I D A が援助を実施する場合の一つ見逃してはならないのは、カナダ通商公社(Canadian Commercial Corporation—CCC)の存在である。CCCはカナダ連邦政府物資役務省(DSS)の実施機関であり、1946年に議会法により設置された。その目的とするところは、カナダの貿易拡大に資することであり、そのため以下の機能を果たす。

1. 諸外国及び国際機関が政府間ベースによりカナダから物資及び役務を購入するにあたり、契約代行機関としての役割を果たす。
2. C I D A が実施する開発途上国関係業務のもとでカナダが被援助国へ供与する物資と役務の買付を行う。

このようにCCCは諸外国政府及び国際機関のために、カナダ政府の中央買付サービスを実施し輸出入代行機関の役割を果たす機関であって、CCCの職員及び運営は連邦政府物資役務省の提供を受ける。

同公社の事業内容は、1975年には8500件の引合があったが、このうちC I D A、米国防省、その他の諸外国政府等と成約があったのは4580件、1億8500万ドルに達した。最大のシェアは米国防



防省であって8200万ドルの契約、次いでCIDAの買付け契約金額累計は7758万ドルに達している。即ち、政府ベースの対外援助物資はすべてCCCを通じて買付けが行われる。

CCCは最初の接触から最後の配送まで全てを取り扱いが、政府間で契約が締結されると、まず第1に、CCCの担当部局の決定が行われる。担当部局の職員は、仕向国の関税、諸基準、事務手続、事務処理技術に精通している。ついで契約に基づく入札が行われるがCCCには一定の資格要件を満たす60,000社の登録がなされており、その中から納入会社を決定する。

その後は、書類の翻訳、輸出許可の取得、検査、輸送の手配、通関規則・外為・輸出金融に関する助言等の一切の事務処理を行う。

なお、カナダ通商公社と政府との関係は図4-1、同公社の組織図は図4-2のとおりである。

図 4-1 カナダ通商公社と政府との関係

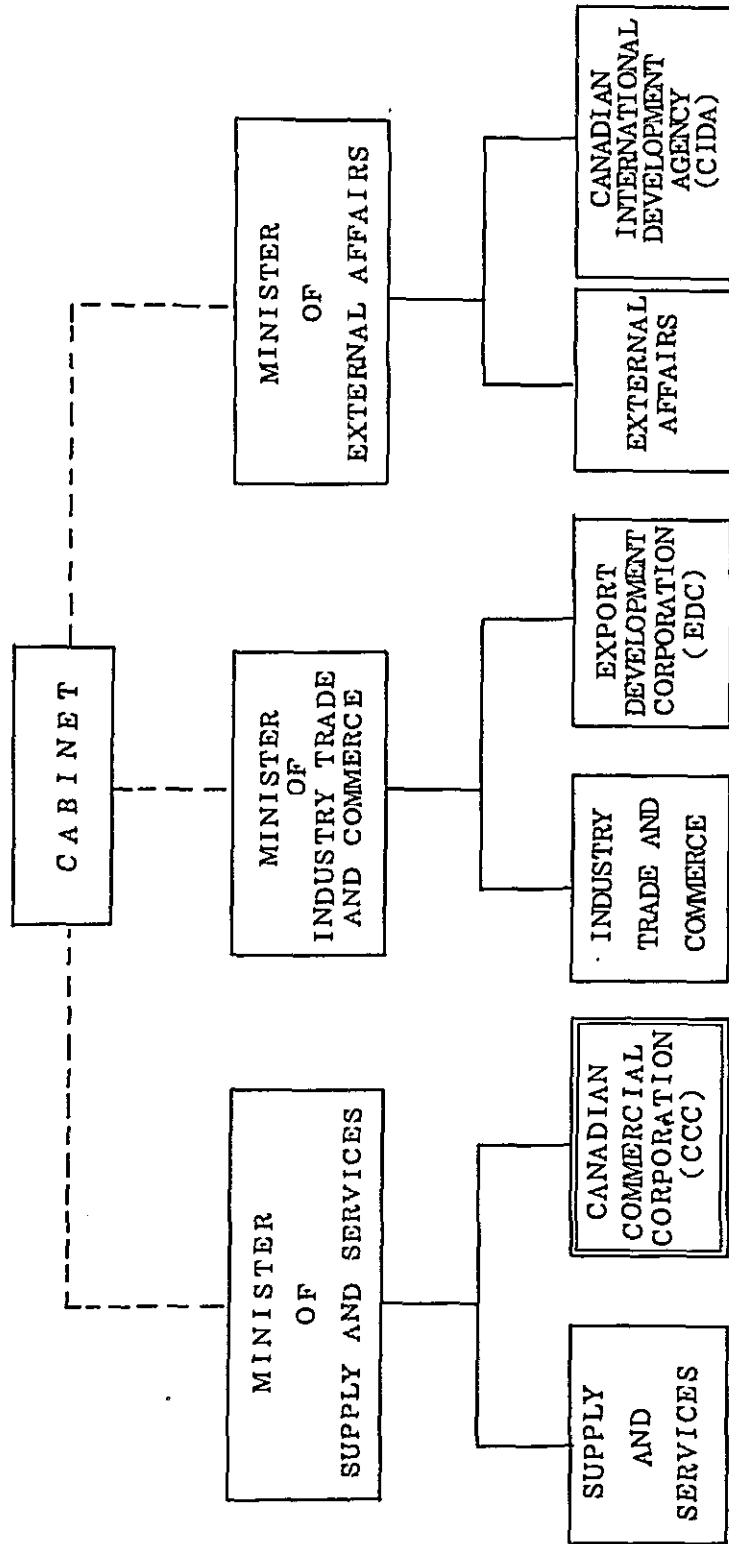
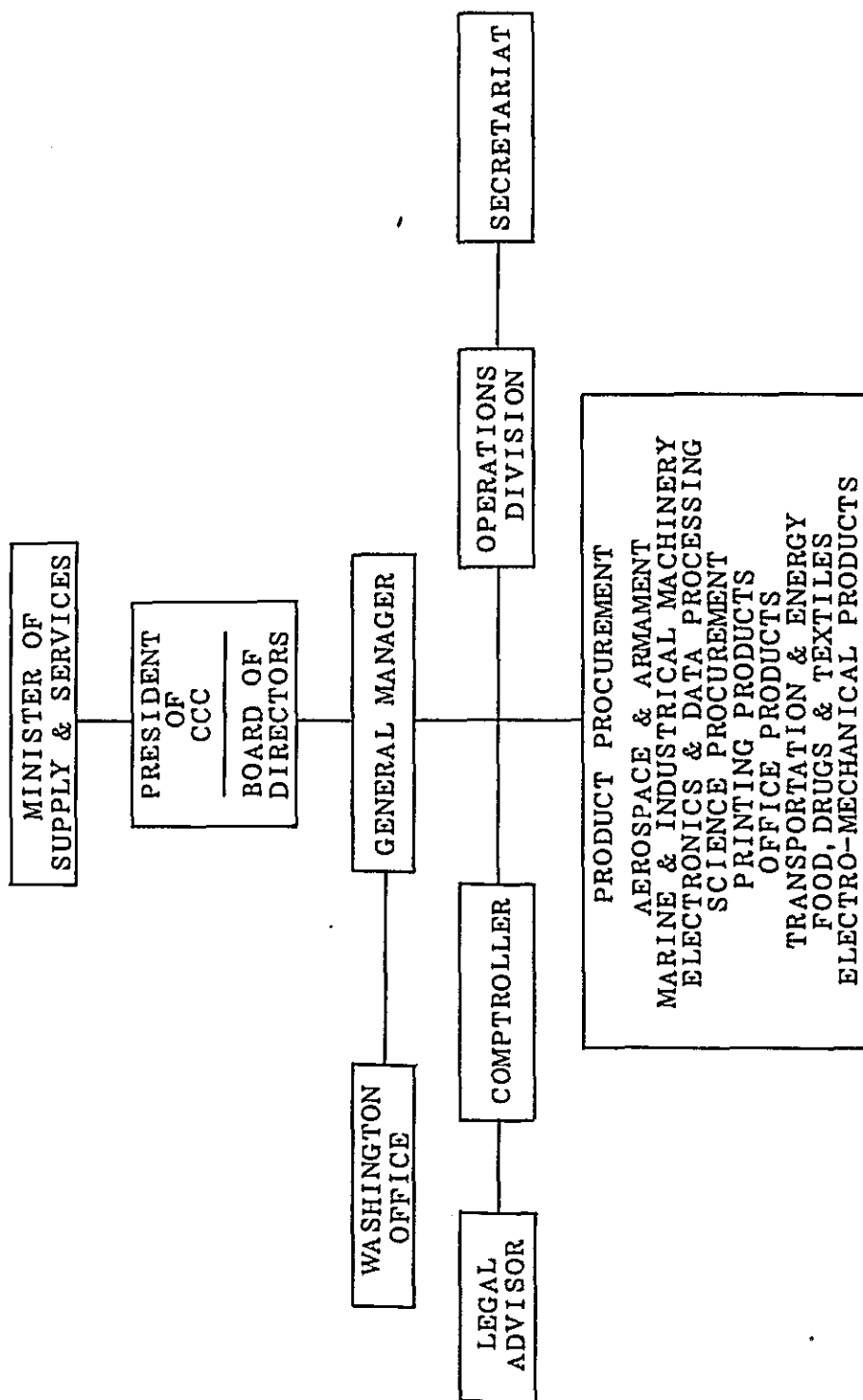


図 4-2. カナダ通商会社の組織図



## 5. 協力プロジェクトの具体的な管理

上記の各段階毎の具体的な実施方法については、C I D Aの内部において「二国間計画マニュアル」が作成されており、その第2巻、Project Management Cycleによってプロジェクトの開始から終了までの詳細な事務処理方法の解説がとりまとめられている。

以下その概要を紹介するが、これによれば、前述した各段階に必要な起案、合議、協議、決裁、必要書類等につきフローチャートを附して懇切丁寧な解説がなされており、プロジェクトの計画と実施にあたりC I D A内に設置されるプロジェクトリーダーを中心とする関係者のための手引となっている。

### 5-1 対外援助プログラムのレビュー手続

まず、現地担当官は国別プログラム案を作成するが、この中にはカナダ及びその他の諸国諸機関の援助状況、政治状況、貿易、移民等の事情が含まれる。

この国別計画はI C E R（対外関係各省委員会、構成は、外務次官＝議長、産業貿易次官、人的資源移民省次官、C I D A総裁、財務局長官、官房副長官、公共事業省次官）に提出され、カナダ政府としてどのような対応が可能であるかが検討される。この検討に際しては、受益国開発計画、C I D A職員の現地出張報告、I B R Dの国別経済レビューレポートが参照にされる。

次に、この計画はC I D Aの地域部によってC I D Aの国別計画となり、これがI C D A-政府間開発援助委員会（構成はC I D A副総裁、C I D A、産業貿易省、外務省、大蔵省、財務局、カナダ銀行の代表）へ提出されレビューと評価が行われる。その討議結果はI C D Aの会議要録にまとめられる。

C I D Aの国別計画案はC I D Bへ提出され、レビューを受け、閣僚会議への提出資料となる。なおC I D Bの討議要録のとりまとめが行われる。

次にC I D Aは外務大臣を通じて閣議の承認を求めるため割当覚書を提出する。この覚書は、閣議提出の前にI C D AとC I D Bによりレビューが行われる。C I D Aの割当覚書に基づき閣議はプロジェクト実施に必要な国別予算を与えるC I D Aへの資金割当を行う。

## 5-2 第1段階：プロジェクトの確認

(1) 現地におけるレビューは次のような経路を経て有望プロジェクトの確認が行われる。

ア. 受益国→現地担当官→CIDA

イ. CIDAプログラムレビューチーム→現地担当官→受益国  
→現地担当官→CIDA。(以上公式経路)

ウ. CIDA専門家/コンサルタント→CIDA

エ. その他の開発機関→CIDA。(以上非公式経路)

受益国は正式にプロジェクト要請を現地のカナダ担当官へ提出し、技術援助タイプ、経済援助タイプ、さらにその両者の組合せタイプ等、どの援助タイプの要請であるかを明示する。現地担当官はこれを審査する。

CIDAの現地代表はCIDA本部にプロジェクトの採否につき連絡すると共に、「開発援助要請のアプレイザルに係るガイドライン」をレビューし、必要な情報を入手する。

現地担当官は、プロジェクト要請のアプレイザルを行い、その結果を添えCIDAへ提出する。

(2) CIDAにおけるレビューとチームリーダーの任命：

記録管理センターは、プロジェクト要請を国別索引カードに登載し、臨時ファイルを作成し、CIDA地域部へ回付する。

CIDA地域部長はプロジェクト申請書類をレビューしコメントを付け、ファイルを国別プログラムマネジャーに渡す。地域部の担当者はレビューし、担当官を指名し、さらにその者をプロジェクト承認迄のチームリーダーとする。

この「プロジェクトチームリーダー」は、プロジェクトの数を通報され、正式ファイルを作成する。

## 5-3 第2段階：事前分析

(1) プロジェクトチームの編成：

プロジェクトチームリーダーは、関係書類のレビューを行い所要資源(人員、機材その他)の推定を行う。まず、CIDA内部の担当官と連絡を取り「プロジェクトチーム」を編成し、「資源サービス要請」に基

づき担当官の参加を正式なものとする。また、必要に応じ他の省庁、民間機関等からのコンサルタントの参加を求める。チームメンバーとプレフィージビリティ調査の要否につき検討する。

- (2) 同調査を必要としない場合：プロジェクトプロファイルを作り勧告を作成する。国別プログラムマネジャーはプロファイルをレビューし、プロジェクト要請の内容について決定するために勧告を行う。
- (3) プレフィージビリティ調査を必要とする場合：プロジェクトチームリーダーは、「スコープオブワーク」を作成し、国別計画管理官を経由し、地域部長の承認を取付け、この調査を外部コンサルタントに依頼する場合には政府契約規則の適用申請を行う。

調査費が25,000ドル以上の場合にはコンサルタント会社のリストを作成する。同リストは地域部長を経てコンサルタント選定委員会へ提出される。同委員会は、プロジェクトレビュー委員会、閣僚、財務局の承認のためにリストをレビューし、勧告を作成しこれらの承認を求める。

調査費が25,000ドル以下の場合には、関係者と協議してコンサルタント会社を探し、地域部長を経て、コンサルタント選定委員会に推せんする。

チームリーダーは契約交渉を行い、契約に地域部長の署名を行い調査の所要経費をコミットする。次に関係者と共にプレフィージビリティ報告書をレビューし、チームメンバーと協議してプロジェクトプロファイルを作成する。プロジェクトが受け入れ得ない場合は地域部長に提出する。

#### 5-4 第3段階： プロジェクトの形成：

- (1) プロジェクトの技術的可能性決定のためのフィージビリティ調査(F/S)：  
プロジェクトチームリーダーは、「詳細なスコープオブワーク」を各人に割付け、各人のスコープオブワークの討議を行う。  
プロジェクトチームは、F/Sの要否を決定する。  
同リーダーはチームメンバーと共にスコープオブワークを作成し、国別計画管理官を経て地域部長に同調査の承認を求め、外部コンサルに委託する。それ以後の手続きは前述のとおり。
- (2) プロジェクトプラン立案とスケジュールの作成：  
チームメンバーは、それぞれの「スコープオブワーク」から「ワークパッケージ」を作成し、ワークパッケージのための「作業リスト/カード」

を作成する。

承認された手法により「プロジェクトコンポーネントスケジュール」を作成し、上記の関係書類と共にリーダーへ提出する。

リーダーは、提出された資料をレビューし打合せ会議を開催する。

プロジェクトチームは、プロジェクトコンポーネントについて討議を行いプロジェクトプランを立案し、同プランの実施日程を国別計画管理官へ提出する。

リーダーは、プロジェクトプラン案と日程を管理官に提出する。

#### 5-5 第4段階： 承認

プロジェクトチームリーダーはチームメンバーと協議し、プロジェクトレビュー委員会とCIDA総裁/閣僚へ提出のための原案を作成し国別計画管理官へ提出する。

同管理官は地域部主席計画官と共に提出原案のレビューを行い、所要の修正を行った後地域部長に提出する。

地域部長は、プロジェクトが25,000ドル以内である場合は総裁の承認を求め、25,000ドル以上である場合はプロジェクトレビュー委員会に書類を提出する。

プロジェクトレビュー委員会は提出された書類を検討し所要の修正を行う。

プロジェクトチームリーダーは、プロジェクトレビュー委により受入不能となった場合は出先を通じて受益国に通報を行い、記録管理センターにプロジェクトファイルを閉じる許可を与える。

リーダーは所要の修正を行ったうえ、プロジェクトが受入可能ならばCIDA総裁を経由して閣議の承認を求める。閣議で不承認となった場合は受益国にその旨通報し、プロジェクトファイルを閉じる。場合によっては所要の修正を求め再承認を求める。

総裁/閣僚はプロジェクトの承認を行う。

#### 5-6 第5段階： 実施

##### (1) 資金のコミットと協定署名

プロジェクトチームリーダーは、プロジェクトの所要経費をコミット

するための書類を所定様式に従って作成し資金担当部に提出する。この段階からプランニング担当官からプロジェクト担当官へ事務を引継ぐ。

リーダーはプロジェクトが承認された旨を現地担当官に通報し、グラントあるいはローン取極めにつき交渉を行う。場合によってはリーダーが事務処理促進のために現地を訪問する場合もある。取極の署名者は、カナダ側の現地代表者と受益国代表または外務大臣と受益国側の現地代表がオタワで署名する場合もあり、交換公文による場合もある。

リーダーは、プロジェクトがグラントによる資金の場合、了解覚書を作成し受益国とカナダ側現地代表の署名をとり付ける。

(2) プロジェクトのタイプ又はコンポーネント

- ア. 技術及び教育援助      研修生受入、専門家派遣
- イ. 経済（資本）援助      役務提供、建設、物資購入

(3) 研修生受入

援助形態が研修生受入の場合は、まず申請書のレビューに始まり、適切な受入機関を検討して、研修に関する取極め、旅行の手配を行う。

次に実際の受入れが行われ、ブリーフィングが行われる。プロジェクトチームリーダーは研修生の日常の管理、研修計画の遂行に責任を持ち研修コース管理官からの進捗報告を受領するとともにエバリュエーションを行う。また同リーダーは研修進捗状況報告を受益国あて送付する。

研修終了に当っては研修生からコースの年間評価報告書を受領する。さらに帰国に必要な事務手続等を実施する。

(4) 専門家派遣

i. 専門家の派遣要請のレビュー：記録管理センターは、受益国からの専門家要請内容を検討し、要請関係書類を国別計画管理官へ送付する。国別計画管理官は、プロジェクト／国別計画の目標に照らし、リーダーと共に要請書をレビューする。

ii. 専門家の採用：リーダーはプロジェクト／プログラムの要請に合致しているか否かを検討し、職務内容を明らかにする。その後専門家採用担当官に採用を依頼する。

iii. 専門家の選考、健康診断等

iv. 専門家の指名とその手続



v. 専門家との契約締結とブリーフィング

vi. 専門家の派遣

vii. 契約事務

viii. 任務終了後帰国手続

(5) 役 務

i. 選定の手続 プロジェクトチームはサービスプロジェクト/コンポ  
ネントを明確に定め、「スコープオブワーク」と所要経費積算を行い  
契約予定金額をア. 25,000ドル以下 イ. 25,000ドル-200,000  
ドル ウ. 20万ドル以上の3種に分け所要の手続きに従ってコンサル  
タントの選定を行う。ここではウ. 20万ドル以上のケースについ  
て手続きを説明する。

エンジニアリングリソースチームが、有資格のコンサルタント会社  
リストを入手し、コンサルタント選定委員会に提出、同委員会はその  
うちから6社を選びプロポーザルコールのために閣僚承認を求める。  
同承認が得られれば、リソースチームはプロポーザルコールの材料を  
準備し、チームリーダーがその材料を選定したコンサルに送付する。  
リソースチームは提出されたプロポーザルのエバリュエーションを行  
い、一社を勧告する。プロジェクトチームリーダーは選定コンサルタ  
ントを大臣に報告する。

ii. 契約締結と財務局承認手続

プロジェクトチームリーダーは、契約担当課と共に契約締結交渉を  
行い、契約ファイルを開く。契約担当課は25,000ドル以上の契約に  
ついて財務局提出書類を作成、チームリーダーはCIDA総裁または  
大臣を経て財務局に提出、財務局は審査のうえ承認不承認の決定を行  
う。

iii. 契約のレビューと署名手続

資金契約担当者が契約書案を作成し、プロジェクトチームに提出、  
同チームは契約案をレビューし、資金契約課が契約書最終案をプロジ  
ェクトリーダーに提出、同リーダーは署名のためその契約書案をコン  
サルタントに渡し、返された契約書についてCIDA側の署名を行う。  
10万ドル以下は地域部長、10万ドル以上については副総裁もしくは  
総裁の署名を必要とする。

#### IV. 契約管理

プロジェクトチームリーダーはコンサルタントに説明を行い、現地にコンサルタント到着予定期日を通報し、契約担当課はコンサルタントから給与、資機材、役務について申請書を受取り、これをレビューした後プロジェクトチームリーダーへ回付する。同リーダーは申請書をレビュー、承認し、コンサルタントへ送達する。プロジェクトチームリーダーは、所要の修正、変更を加えたいえ支払いのための承認を行う。支出負担行為が開始されプロジェクトチームリーダーは契約に則り毎日の進捗状況を管理し、契約どおりに事業が進捗しているか否かを絶えず監督し所要の措置をとる。

#### V. 契約完了手続

プロジェクトチームリーダーは契約期間末にコンサルタントから最終報告を受領し、これをレビューした後最終請求書を受取り関係部課と協力しながらスコープオブワークと対照して検討し契約担当課に通報する。チームリーダーは所要の修正を加えて支払請求書を承認する。さらに、契約目的に照らして達成記録を評価する。記録管理センターに契約ファイルを閉じることを許可する。

#### (6) 建設

##### i. 選定手続

資機材関係のチームメンバーは、建設設計図と仕様書をレビューし承認する。プロジェクトチームリーダーは建設プロジェクトを新聞及び業界紙誌への広告掲載について前記チームメンバーと協議する。次に第一次有資格ビッドラーについてチームメンバー及び建築コンサルタントと協議を行い、一次選考入札者のリストを大臣承認のため提出する。

##### ii. 契約締結協議と財務局承認手続

建設設計担当官は建築コンサルタントと協議し、テンドラーの評価を行いコントラクター1社を推選し、プロジェクトチームリーダーは同社を大臣に通報、エンジニアリング担当者と契約締結につき協議し、コントラクトファイルを開く。コントラクト担当者は10万ドル以上の契約の場合財務局提出用の書類を作成、プロジェクトチームリーダーは20万ドル以上の契約については総裁もしくは大臣を経て財務局へ

提出する。

### iii. 契約のレビューと署名

契約担当官は契約書案を作成し、これをプロジェクトチームに検討せしめ、プロジェクトチームリーダーに提出する。契約金額が10万ドル以下の場合は地域部長の署名、10万ドル以上の場合は副総裁又は総裁の署名を求める。

### iv. 契約の管理

プロジェクトチームリーダーはコントラクタに説明を行い現地にコントラクタ到着予定日時を通報し、支払請求を承認し、同請求は資金部のチェックを受け支払準備がなされる。プロジェクトチームリーダーは契約の履行状況を管理し、コントラクタから進捗報告を受取りレビューを行う。資材担当官も進捗状況報告を行う。

### v. 契約完了手続

プロジェクトチームリーダーは契約終了時点でコントラクタから最終報告を受領しこれを検討の上、最終請求書を受取り、これを検討する。機材担当官は請求書とスコープオブワークとの照合を行う。

プロジェクトチームリーダーは契約課に契約完了を通報し、最終請求書を承認する。またこれに関するエバリュエーションを行い、契約ファイルを閉じる。

## (7) 物資購入

### i. 物資購入プロジェクトのタイプ/コンポーネント

- ア. 施設/機械
- イ. 材料/消耗品
- ウ. 食糧
- エ. その他の産品

### ii. 買付方法

- ア. CIDAによる直接買付
- イ. CCC/DSSによる買付

### iii. CIDA買付

プロジェクトチームは施設機械とプロジェクトコンポーネントを契約パッケージのようなものにとりまとめる。

資機材担当官は要請をレビューし、プロジェクト目標とバイカナダ政策との関連を検討し、納入業者1社を勧告する。

プロジェクトチームリーダーは契約課を経由して同社に買付オーダーを発出する。納入業者は買付指令に応じ受益国向けに資機材を船積する。契約課はインボイスその他必要書類をレビューし資金課へ回付する。

#### iv. CCC/DSSによる買付

プロジェクトチーム及び資材担当官のとり可き最初の措置は直接買付と同じ。プロジェクトリーダーは要請を作成し、契約課を経由し、所定のフォームによりCCC/DSSに提出する。

CCCは応札者を招請し、入札内容を検討し納入1社を選定、納入業者に対し買付契約書を回付する。

納入業者は契約手続きに則り受益国に資材を送送する。

契約課は、CCCの請求書を受取り、プロジェクトチームリーダーに代り支払の承認を行う。同リーダーは受益国に資機材の評価を求め、契約目的にかかる評価を行った後記録管理センターに契約ファイルを閉じることを許可する。

### (8) 食糧

#### i. 食糧援助要請レビュー手続

食糧担当グループは、食糧計画資金コミットのための書式を作成し、ファイルを開く。受益国からの食糧の細目を受領し、国別計画管理官と協議しつつカナダの食糧援助可能性を検討する。買付機関に対し国別資金の割当を行うための書類を作成する。

#### ii. 買付契約とその管理

食糧担当官は、「カナダ小麦庁」、「カナダ酪農委員会」、「カナダ農務省」を通じて食糧の「買付要請書」を作成する。輸送担当官は食糧輸送指令書を作成する。食糧担当官は国別計画管理官と受益国に食糧輸送の件を通報する。輸送担当官は運賃請求書を受取ったうえ、照合し、承認し資金課へ回付する。受益国からの受領報告を食糧担当官へ回付する。

食糧担当官は、供給者の請求書を資金課へ回付する。

#### iii. カウンターパート資金：管理手続

食糧担当官は現地通貨によるカウンターパート資金を記録する。現地通貨の金額についてCIDAと受益国との間で調整が行われ、地域

部はカウンターパート資金がC I D Aに受入可能であれば大臣提出用資料を作成する。食糧担当官は大臣承認を得たうえ受諾国へ通報する。

#### IV. カウンターパート資金：割当手続

食糧担当官は、カナダが経費を支出しているプロジェクトにかかるカウンターパート資金の割当を行うために受益国からの要請を受領しレビューし、十分なカウンターパート資金が十分か否かの確認をしたうえ、地域部長の承認を求める。同部長は、承認を与えたうえ大臣提出のための書類を作成する。

食糧担当官は大臣の承認を得た場合現地を通じ受益国に通報する。

#### V. 年間調整

食糧担当官は、受益国からカウンターパート資金状況年次報告を受け取り、C I D A勘定との照合を行う。

### 5-7 第6段階： 完了

#### プロジェクトエバリュエーションの手続

プロジェクトチームリーダーは、受益国からプロジェクトの目標の達成状況を現地出先機関を通じ入手し、チームのメンバーと共に最終プロジェクトエバリュエーション報告を作成、所要の会計処理を行ったのち、広報課に通報しプロジェクトバイндаをカタログ作成と保管のための図書室へ移管し、プロジェクトファイルを閉じる。

## 6. カナダ国際開発庁

### 6-1 沿革

第2次世界大戦が終結した1945年当時は、カナダには開発途上国援助を担当する中央官庁は存在せず、カナダの援助はもっぱら多国間チャンネルによって行われ、その資金は大蔵省がカナダ中央銀行及び外務省と協議して支出していた。当時の援助の形態は資金供与の他研修生の受入れ、専門家の派遣のみであった。

1950年にはコロンボ計画が発足しその創立メンバーであったカナダは、その発足を機会に貿易商業省内に国際経済・技術協力部を設置し同計画の援助対象国に対する2国間援助が開始された。

同部は1958年に経済技術協力部となり、1959年に新たに計画

部が加わり、長期的な援助政策を樹てる機能が備わった。

1960年には外務省に割当てられた全援助計画予算の執行と管理を行う対外援助庁が設置されたが、同庁の任務は上記の他、援助計画の検討、同計画変更にかかる勧告、援助実施に当り関係各省との調整を図ること、国際機関との協議と調整等を含んでいる。

海外援助庁は公務員法、財政法の適用を受けることによって政府の一局としての地位を保持することとなった。

1968年には、同庁は現行のカナダ国際協力庁と名称を改めたが、その理由は国際開発計画の要請に応じ効率的な対応を可能にするための改称である。

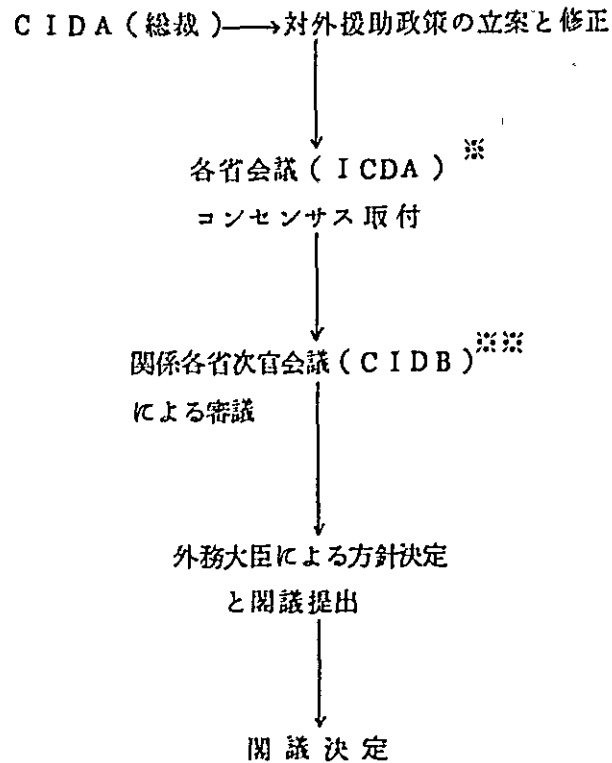
## 6-2 組 織

カナダの援助実施方針は外務大臣によって発議され閣議により決定されることとなるが、この方針を作成する際、CIDA総裁は自らが議長を務める「カナダ国際開発委員会」といういわば次官会議（構成は外務、大蔵、貿易商業各省次官、枢密院財務局長官、カナダ銀行総裁、国際開発研究センター総裁からなる）の意見を徴する。CIDAの予算は毎年カナダ下院外務国防委員会のレビューを受けている。

CIDAの総裁は、外務大臣の下で副大臣（Deputy Minister）相当の地位を保持し、同庁の政策及び計画の作成と実施について責任を有するが、同総裁はこの他に世銀、地域開発銀行等の副理事を兼ね、又IDRC理事会のメンバーでもある。

この他、政府は、開発途上国との経済関係に関する各省間委員会（Interdepartmental Committee on Economic Relations with Developing Countries, ICERDC）を設置し、援助、貿易、国際会議等の多面的な協力についての各省間調整（農業省も参加）を行っている。

カナダの政府機構におけるCIDAの位置付けは図6-1カナダ政府機構のとおりであり、政策決定の経過を簡単に示せば次のとおりである。

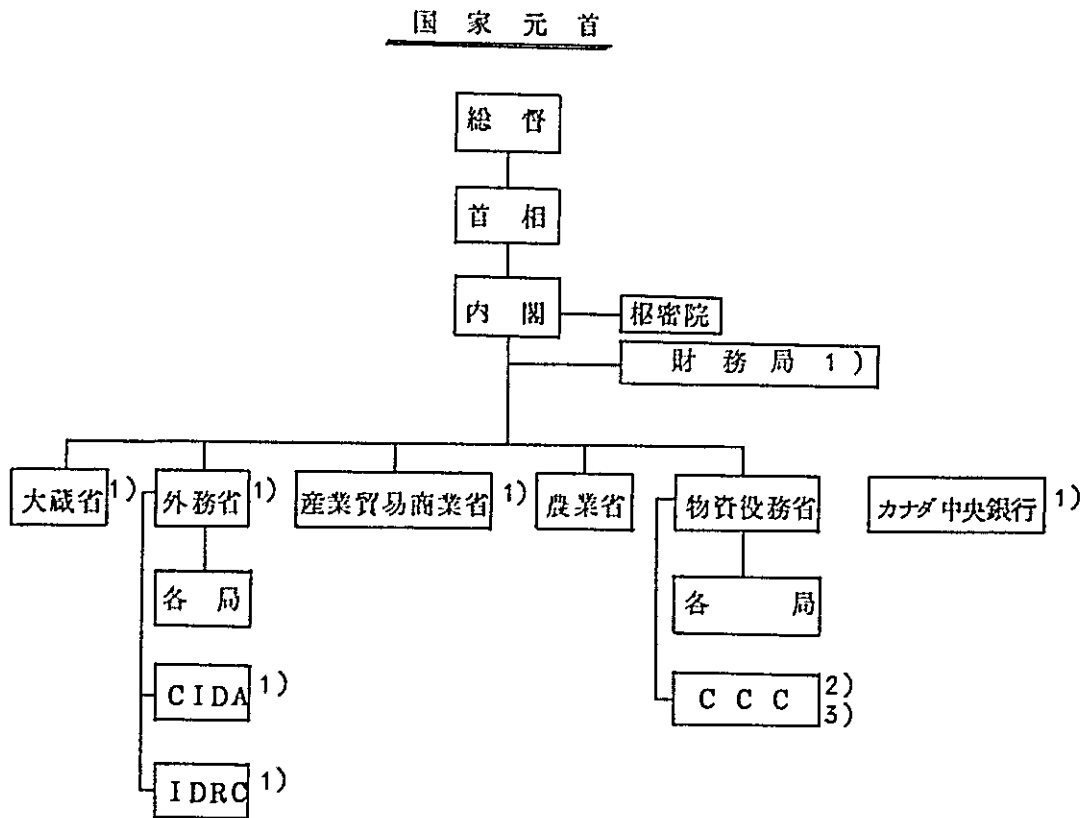


※ Interdepartmental Committee on Development Assistance

※※ Canadian International Development Board

また、カナダ連邦政府外務省との関連については同省経済科学局の「援助開発部 Aid and Development Division」が、CIDAとの協議チャンネルの任に当り又同部はIDRCとの連絡をも併せ行うこととされているが、CIDAはIDRCと同様内局ではなく外務大臣の管轄にかかる外局として位置付けられている。

図6-1 カナダ政府機構



注) 1) 各省次官、財務局長官、中央銀行 Governor、CIDA 総裁 (議長)、IDRC 総裁により、カナダ国際開発委員会 C I D B を構成する。

2) Canadian Commercial Corporation

3) CCC は Crown Corporation

### 6-3 機 構

C I D A は以下の 8 局からなる。

政策局

2 国間計画局

多国間計画局

特別計画局



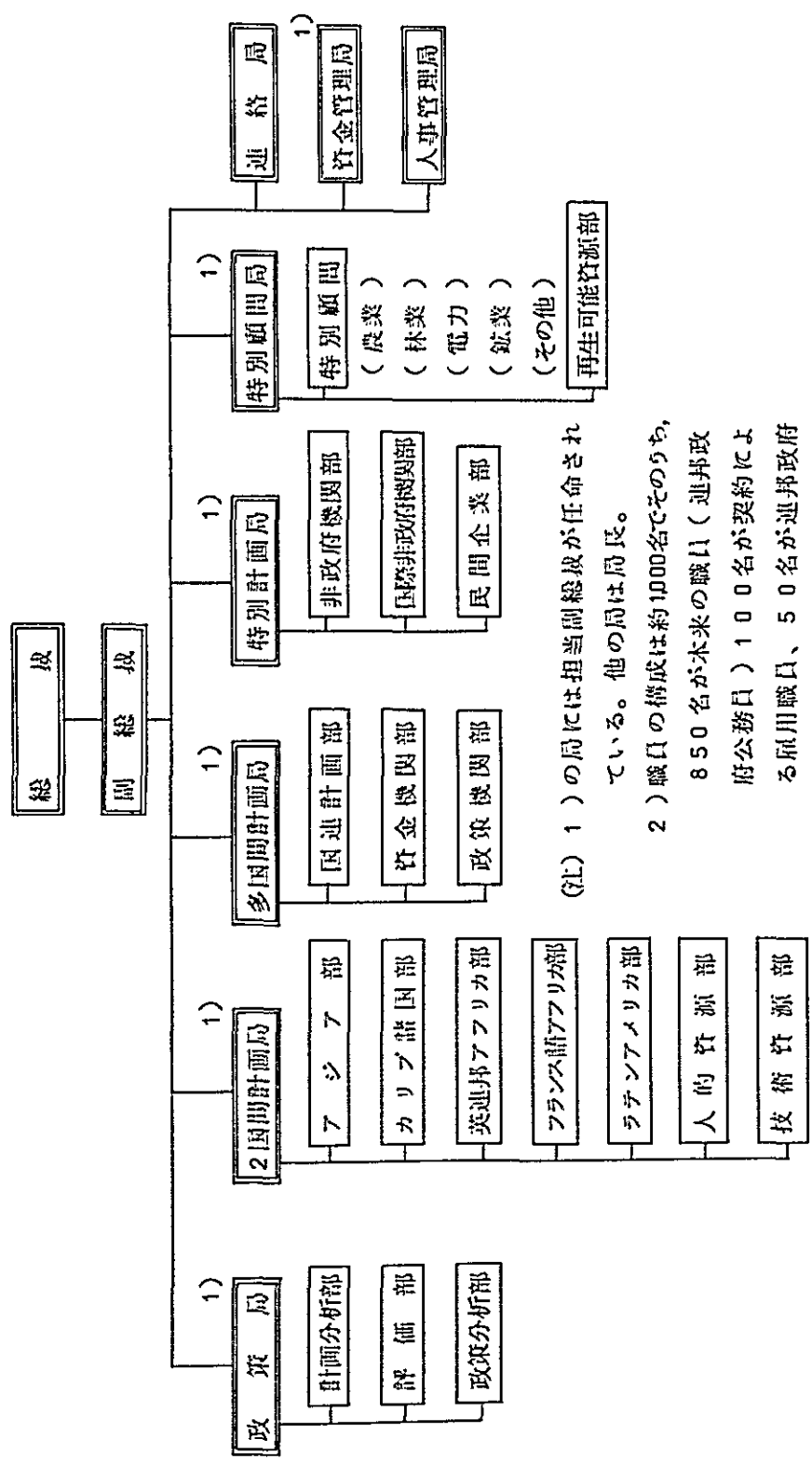
特別顧問局  
資金管理局  
人事管理局  
連絡局

このうち、予算、人事、連絡の3局は所謂管理部門に属し、始めの5局が直接国際開発計画の策定にたづさわっている事業部門となる（図6-2 C I D A機構図）

#### 6-4 事業部門各局の任務

- 1) 政策局。C I D Aの主要政策の立案と活動方向の提示、年間計画の作成と管理、C I D A援助計画の効果の評価等を主要任務とする。
- 2) 2国間計画局。カナダの2国間援助受益国に於ける社会経済発展のためのプログラム及びプロジェクトの作成と実施の任に当る。この局はC I D A内でも最も重要な機能を果しており、アジア部を始めとして地域担当の5部があり、それぞれプログラム担当官とプロジェクト担当官が配置されている。この地域部の他に2国間援助計画の実施に伴う人員の派遣、訓練計画作成を担当する人的資源課及び、プロジェクトのエンジニアリング面での評価を行う技術資源課がある。（図6-3参照）
- 3) 多国間計画局。国連機関、世銀等の国際機関の実施する国際開発援助に対する業務を担当しており、国連計画部、資金機関部、政策機関部からなる。政策機関部は、O E C DのD A Cの如き機関の開発政策についてカナダの協力の調整を行うこととされている。
- 4) 特別計画局。この部の事業は、カナダ国内の非政府機関、たとえばカナダ大学海外奉仕団や、国際非政府機関たとえば世界大学サービスを通ずる開発援助及び民間企業の開発協力に対する支援事業を行う。
- 5) 特別顧問局。食糧・栄養・農業、農村開発・協同組合、水産、林業、水管理、環境、保健・人口、教育、エネルギー・通信、空輸、社会コミュニケーション、婦人問題等の専門分野について他の各局に技術的専門的な助言を行う特別顧問をおいている。1976年にはさらにこの局に再生可能資源部がおかれることとなった。これらの特別顧問には連邦政府関係各省の専門家が任命されている。

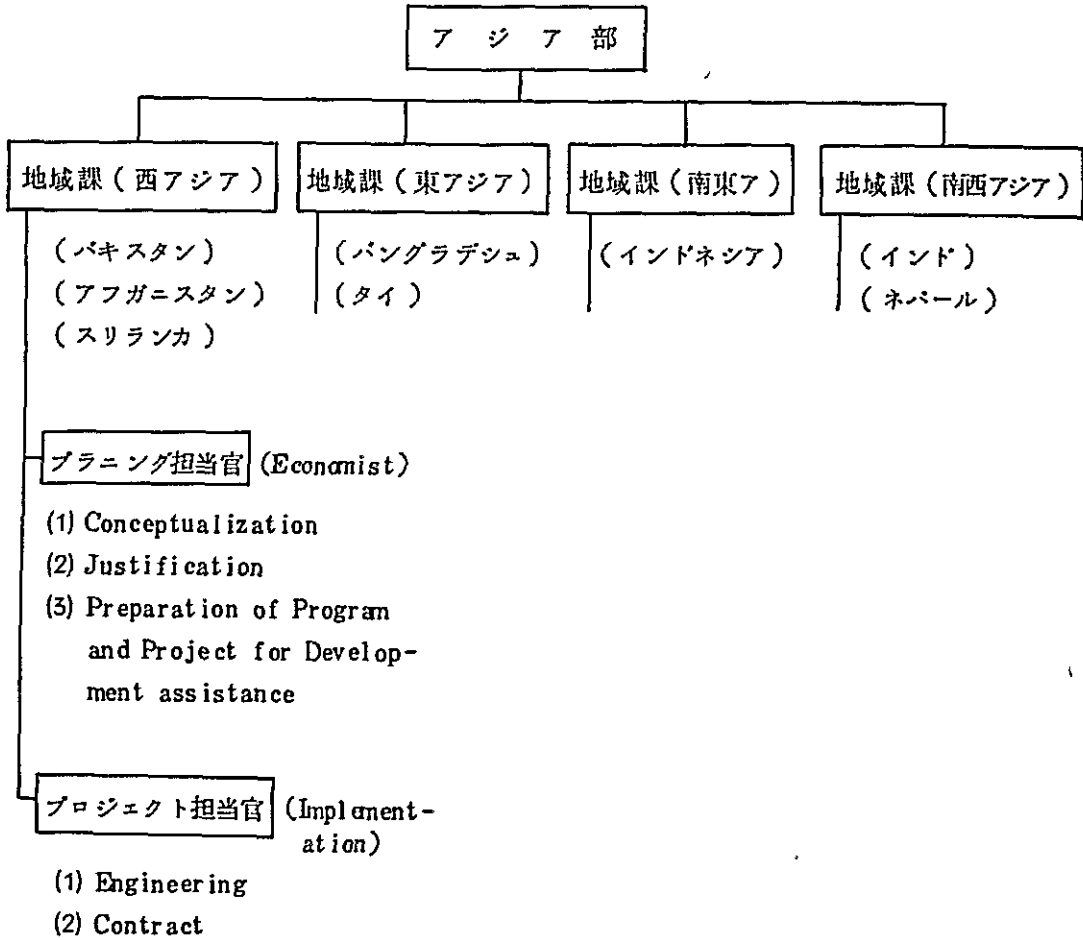
図 6-2 C I D A 機 構 図



(注) 1) の局には担当副総長が任命されている。他の局は局長。

2) 職員の構成は約1000名でそのうち、850名が本来の職員(連邦政府公務員)100名が契約による雇用職員、50名が連邦政府各省職員である。

図6-3 C I D A 2 国間計画局アジア部の機構



管理部門の部局

通常の総務、人事、経理、契約等の部局がある他連絡局に国会担当官をおき、海外派遣員のためのブリーフィングセンター、会議担当事務局、翻訳サービス班等がある。

7. カナダの農業協力事業

7-1 農業協力に関する方針

開発途上国の農業開発に対するカナダの協力方針は、前述の1975-1980年のカナダ国際開発協力のための戦略、ポイント第7に明ら

かにされている。すなわち、重大な世界の問題に対処するために、CIDAは開発上の最大の問題である食糧の生産と分配、農村開発、教育訓練、公衆衛生と人口、住宅とエネルギーについて最大限の援助を集中せしめることとしている。

この方針に則り、CIDAの2国間援助国別担当は農業、林業、水産業の協力事業計画策定に当り従来より一層の重点をおくこととした。

その結果、これら3部門を含んだ再生産可能資源部門に対する援助額は、1977-78年から1981-82年の間に2国間援助総額（ディスパースメント）の30%から33%までに増加される見通しである。これは金額で表すと、今後5年間に計画中のプロジェクトが完全に実行されれば10億ドル以上が支払われることを意味している。

1975歴年中にカナダ政府が承認した農業関係プロジェクトは表7-1の通りであり、農林業関係プロジェクト重視傾向は、明らかである。

表7-1 1975歴年中に認可された農林業関係プロジェクト

項目	英領 アフリカ	仏語 アフリカ	南米	カリブ 諸国	アジア	件数合計	金額
							百万ドル
農業	5件	8件	3件	8件	7件	31	グラント : 42.4 ローン : 2.4
林業	1	2	1	1	1	6	グラント : 4.1 ローン : 2.0
水産業	1	2	0	3	1	7	グラント : 3.7 ローン : 2.0
計	7	12	4	12	9	44	グラント : 50.2 ローン : 6.4

表7-2 2国間援助総額にしめる部門別援助額の推移

部 門	1974-1975	1977-78～ 1981-82
公共施設プロジェクト	16.2%	11.1%
輸送プロジェクト	14.9	15.1
教育プロジェクト	14.5	
農業プロジェクト (肥料を除く)	12.0	33.2
通信プロジェクト		9.9

### 7-2 再生産可能資源部の創設

このような農業部門への協力活動が活発化するのに応じてCIDAの機構を充実する必要が生じてきた。優良プロジェクトの確認、このプロジェクトを実施するための専門技術の有無、所要資金の有無の確認等の事務を処理するためCIDA特別顧問局に新たに再生産可能資源部を設けた。同部には11名の顧問をおき、まず1975年に提出された食糧援助・再生産可能資源特別調査の結果の検討と援助の有効化にかかる勧告の作成作業を実施した。

農業援助の増大に伴い、農業プロジェクトの数が多過ぎるのではないかという危惧が表面化した。とくに、カナダの商品(肥料、その他農具、資機材)が十分でないことと、農業プロジェクトにカナダ人専門家を雇用し難いことからこの危惧は大きい。

### 7-3 農業協力の実態

農業分野の協力の形態は他の分野と同じように大別すればプロジェクトの形態をとるものと単独の専門家派遣・研修生受入を行うものに分けられ、わが国の農業技術協力事業と大差はない。

われわれ調査団は後述するようなインド及びマレーシアのカナダの農業協力プロジェクトを訪問調査したが、インドにおける協力事業は乾燥地域における農業開発プロジェクトであり、マレーシアの協力事業はアドバイザーの派遣を主とする第二の範疇に属する。前者については印・加両国政府間で「実施計画」Plan of Operation と称する合意文書が、

後者についてはMemorandum of Understandingが取交されている。両プロジェクトの詳細は後述するが、それに先立ちこの両文書の概要を適記すれば以下のとおりである。

7-3-1 「乾燥地農業生産増大のための基礎及び応用研究に係るインド・カナダ両国政府間の技術協力プロジェクトの実施計画」の概要

目 的：

インドには降雨量が限られ、然もその天水に依存する乾燥地が広く分布しており、これらの地域の農業生産を増大せしめるためには、新技術の開発が必要である。インドの中央農業研究機関であるインド農業研究会議（I C A R）は乾燥地における作物生産増大のための総合研究プロジェクトを策定した。このプロジェクトは農業一般、土壌、栽培等の科学者の協力による非灌漑地域における作物生産増大実現のための基礎及び応用研究にかかるプロジェクトであってI C A Rの演示プログラムと協力して行われるものである。この研究計画はインド全土を土壌と気象によって分類した地域にそれぞれ配置するセンターで実施され、その総合センターを1カ所配置する。

この他に 1) I C A R、州立農科大学、各州農業省、I C A Rの中央研究所、カナダの専門家が協力をを行い、2) 農業工学、農学、土壌、栽培の各分野の研究に必要な土地、実験機材、圃場機材を提供し、3) インドの科学者をカナダにおいて6カ月の研修を行う。

実施機関：

インド政府……………I C A R

カナダ政府……………カナダ農務省

第一義的義務：

インド政府はインドの実施機関を通じ、以下のことを確保する。

- i) このプロジェクトのためのインド側スタッフの不断のサービスを確保するような適切な措置をとる。
- ii) 圃場試験用地、実験室、事務室用地のための土地の確保を行う。

作業計画：

このプロジェクトの実施にあたっては、研究センターをインド全土の適地に配置し、プロジェクトの管理のためにプロジェクトコーディネーティングスタッフを任命し、アグロノミスト、農業工学、土壌、

栽培育種その他の研究チームを組織して年間研究計画を作成このプロジェクトを実施する。

カナダ政府は農学、土壌、栽培、農業工学の各分野の専門家を240人月、技術者を60人月、CIDAと実施機関を通じて派遣し、インドの科学者を75人月受入れる。また、カナダは、車輛、機材、部品を供与する。

これに対しインド政府は、専門家、技術者を必要数同プロジェクトに専従せしめ、派遣インド人科学者の国内俸を確保し、カナダ、インド両国の職員に対する事務用建物を提供し、家具、事務用備品、文房具、輸送費、維持費、国内旅費等を負担する。また、機材等の通関手続、免税措置等々についてもコロンボ計画等の前例に従い措置をとる。

機 構：

プロジェクトコーディネーター

実質的な最高責任者であり、インドの実施機関であるICARから選任される。その任務は、プロジェクトの企画、管理、実施及び技術指導に当る。

ジョイントコーディネーター

カナダ側の最高責任者であり、カナダの実施機関である農務省がCIDAを協議して選任する。

また、ICARの事務局長、同次長、コーディネーター、ジョイントコーディネーター、インド農務省高官からなるコーディネーティング委員会を組織し、プロジェクトの推進に当る。

この他、供与された資機材の所有権、カナダ引揚時点における引継ぎ、実施の期間、カナダ側関係者の訪問の自由、報告書の提出、この「実施計画」の改訂、カナダの参加が完了した時点でとられる措置等について規定されている。

#### 7-3-2 マレーシア農科大学学科創設協力プロジェクト

つぎに、矢張り援助国被援助国の両国間の合意文書ではあるが、さきのPlan of Operationにくらべはるかに簡単な形式をとるマレーシア農科大学林学科獣医学科創設強化プロジェクトにかかるMemorandum of Understandingを概略説明しておく。

まず冒頭に両国政府が以下の事項につき援助を行うことを前置きと

しつつ、

- i) 派遣専門家のマン・イヤ、若干の資機材の供与、大学卒業者の受入訓練、協力期間
  - ii) 援助金額
  - iii) 被援助国側の提供事項：施設、カウンタパート、ローカルコスト負担分
  - iv) この合意文書の修正と延長
  - v) この合意文書の性格付け
  - vi) 発効日時
- について夫々規定され上記各項の詳細はさらに付属書によって補完されている。

#### 7-4 部門別指針の作成

カナダの援助は、その特徴としてすでにみたとおり、被援助国のニーズに応じ、カナダが援助のできる分野について実施しているが、最近では従来その2国間援助において輸送部門とか通信部門が主流を占めていたのに対して、最低階層の生活及び労働水準を引き上げる方向、すなわちこの目的を達成するためには、より緊急を要する援助分野に努力を集中する必要が認められ、部門別指針の作成が行われた。まず第一に取上げられた部門は、農村開発と再生可能資源の分野であり、そのなかには、農村開発、農業、農業水利、林業、水産業が含まれている。

指針には、これら諸分野にかかる優先的に取上げるべき諸点が明らかにされ、これに対し、カナダの現在及び将来の援助の可能性の見通しを明らかにすることとされた。

この指針は Sectoral Guidelines No1, Rural Development and Renewable Resources という名称であり、主として C I D A の職員ならびに契約によって雇用した外部の人々によって作成されたが、その過程ではもちろん連邦政府の関係者も参画し、原案作成には 60 名以上の専門家が数々の分野の問題分析に参加している。

この原案は C I D A の政策分析部によって要約、編集されたのち、30 の在外公館、10 連邦政府省庁、非政府機関、研究所、C I D A の各局各部署等 から約 200 名の人々のコメントを求め、内容の妥当性が検討され、指導



方針が適切であるかが討議された。

部門別指針の内容は1)部門の特徴の把握、2)優先順位、3)対応し得るカナダの資源、4)結論、5)指針からなりその概要は以下の通りである。

1) 特徴の把握。部門の性格付けを行い、同部門の社会経済発展に果たす役割を分析し、その固有の趨勢と国際情勢から受ける影響を検討する。

2) 各部門における優先順位の決定。優先して取上げるべき分野が各国それぞれ異なることは云うまでもないが、一応すべての国に共通的に妥当と思われる分野についてリストアップを行った。

3) カナダの資源

つぎに、現在までの作業により優先分野が明らかにされると、これに対しカナダがどのように援助をなし得るかが検討される。その内容は、

1) 専門家、コンサルタント、一般的技術、技術援助等の人的資源

2) 資機材

3) 訓練施設

が提供し得るか否かを検討対象とする。そしてこれがカナダで調達可能な場合、価格が競争的であるか、カナダ産品の割合、入手日程、維持施設の有無、アンタイピングの可能性について検討する。

4) 結論

上述の情報、検討結果、分析結果を整理して結論を作成するが、特に開発途上国の最も恵まれない階層のニーズを充し得るか否かが検討される。

5) 指針

2国間、多国間、特別の何れの部門を問わずプログラム又はプロジェクトの確認、評価、計画、実施、結果の評価を行う場合の行動原則が作成される。

上記のような項目に従って、以下1. 農村開発：開発のための総合的アプローチ、2. 農業、3. 農村における水開発、4. 林業、5. 水産業の各分野に係る部門別指針が作成された。将来は、引き続いて社会開発の諸分野（教育、健康、人口、住宅等）工業開発分野についてかかる部門別指針の作成が計画されている。

## 8. インドにおけるカナダの協力事業

インドは北緯 8°から 38°に位置し、熱帯性気候から亜熱帯性気候を持ち、降雨の分布も地方によって差異が大きい。気候はモンスーン、半乾燥、乾燥の3つの型に大別され、東部がモンスーン型、中部が半乾燥地帯、西部パキスタン寄りには乾燥地帯である。降雨量 750mm以下の地帯は国土の30%を占め、750～1,250mm - 42%、1,250～2,000mm - 20%、2,000mm以上 - 8%となっており、水不足によって、農業生産が制約を受ける1,000mm以下の降雨地帯に入る面積が国土の大半を占めることになる。

インドの農業は、乾燥によって、生産が制約を受け、総耕地の75%はかんがい施設のない降雨に依存した農業であり、可能な限りかんがい施設を行っても、55%以上の農地は降雨に依存することになる。これは水資源の制約とかんがい施設のための投資が過剰となるためである。

現在、インド国内農業生産の42%は、半乾燥地帯に属するかんがい施設のない耕地で生産されている。またモンスーンの影響を受けている耕地は1億百万haにおよぶが、降雨が集中的で、降雨期の日数が、乾期に比較して短く、乾燥については、いわゆる乾燥地と同じ問題が起り、農作物の生産に大きな障害となっている。乾燥地における農業生産を阻害する最大の要因は土壌湿度の不足であり、生産を極めて不安定なものにしている。

インドは、人口の増加に伴う農業生産の増大を図るため、国土の大半を占める乾燥地農業の開発について中央政府の農業研究会議(ICAR)が主となって、意欲的に取り組んでいる。乾燥地農業研究の歴史は古く、1923年には小規模なパイロットファームを、ボンベイに設け、かんがい水を利用しない自然条件のもとでの作物の生産技術の研究及び改良が行われた。その後、ICARは1933年～35年の間に、半乾燥、乾燥に属する各州において、乾燥地農業の研究を始めるよう勧告した。主な研究課題は、土壌湿度の保持と、作物の有効利用、土壌侵食の防止方策の研究などであった。1954年土壌保全研究センターが設立され、乾燥地農業研究分野の責任を持たされた。

その研究内容は、1.農地の等級区分 2.降雨とその利用 3.雨水の流亡防止 4.施肥 等の研究が主な課題であったが、この他に育種による品種改良や高収量品種の選抜が行われた。これらの研究成果の代表的なものは綿の耐乾性品種の育成であった。

乾燥地農業問題の研究をさらに強化するため、ICARは、各州が個々に研究している乾燥地問題を、州間相互の研究交流を進めることによって、より一層の成果を期待し総合研究プロジェクト（Coordinatecl Research Project）を策定した。このプログラムは、現在も続いている。

#### 8-1 現地におけるカナダの協力プロジェクト

カナダ政府はインドの乾燥地農業研究に協力するために、インド政府との間で、1970～74年の4カ年の協力取り決めを結びさらに、1978年まで4カ年取決めを延長して継続協力することとした。

CIDAが協力業務の任に当り、インド政府側のICARが協力受入機関となって、研究活動に入った。

協力対象研究プロジェクトは、各州毎に行なっている乾燥地農業研究成果の情報交換を通じ、研究の調整と合理化、及び研究機能の向上などを図る目的で、All India Coordinated Research Projectを発足させた。

このプロジェクトに対するカナダ政府の援助予算額と内訳は次の通りである。

##### 第1ステージ（1970～74年）

総予算額 2,600万ルピー（約8億3,200万円）  
内カナダの無償供与額 1,100万ルピー（約3億5,200万円）  
同じく補充無償供与額 400万ルピー（約1億2,800万円）  
（1972年プロジェクト強化、促進のために供与したもの）  
諸機材の供与額 70万ルピー（約2億円）  
合計無償供与額 1,570万ルピー（5億240万円）

##### 第2ステージ（1975～78年）……1975年3月協力協定を 結ぶ

総予算額 4,750万ルピー（約12億円）  
内カナダの無償供与額 1,500万ルピー（約4億8,000万円）  
カナダ政府の両ステージ総無償供与額は350万ドル（3,070万ルピー、約10億円）

この無償供与額の中には専門家派遣費も含まれている。

本プロジェクトに基づく研究センターはインド全土を気象及び土壌条

件により地域区分を行い、その代表的な地域に主研究センター15、副研究センター8、計23研究センターを配置した。

これらの研究センターが、乾燥地農業開発のために、共同研究を実施しているが、これを調整し、研究の実施を指揮する機能をもつ総括本部としてのCoordinating Cellをハイデラバード市にしている。こうした機能集団の中にカナダのCIDAは専門家を派遣し、同市を常駐地として研究協力を行っている。

## 8-2 協力の分野と現地側の体制

ハイデラバードの乾燥地農業研究センターでは、カナダ人専門家とインド人研究者との共同研究が行われている。第1期(1970~74年)では、CIDAは1名のJoint Coordinatorと5名の専門家を派遣した。その構成は、次のとおりである。

土 壤……………	任期	2カ年	延期可能
農業土木……………	"	"	"
農業機械……………	"	"	"
栽 培……………	"	"	"
植物栄養……………	"	"	"

第2期(1975~78年)では、チームリーダー(Principal Adviser)の下に、栽培3名、教育訓練1名、農業経済1名の5名の専門家が派遣されるが、このうち栽培1名と農業経済は今年5月着任予定となっている。

これに対し、第1期のインド側の研究者の構成は、プロジェクトDirectorの下に、プロジェクト調整、農業統計、農業経済、気象の担当研究者が配置され、これらを支援する技術者、行政官などが若干名配属された。

第2期については研究を強化するために、コーディネータ補佐(Associate Coordinator)を4名に増強し、この他に、土壌、栽培、農業土木等の研究者が配置され、乾燥地農業研究の充実に意欲的に取り組んでいる。

主研究センターにおいては、インド側は研究者と技術者を組合わせて配置し、主任研究者のもとに、栽培、土壌、育種、農業土木の5名の専門研究者が配置され、この他に、技術者や行政官が研究の支援、パイロ

ットファームの管理及び、地域内での普及展示圃の運営に当たっている。又将来に備え、研究者の育成を行うため研究補助員も配置している。

副研究センターにおいては、栽培担当が主任研究者となっており、そのもとに Junior の土壌、農業土木の研究者が、それぞれ 1 名ずつ配置され、その助手 3 名と、若干の技術者と行政官が、前記と同じく任務についている。

全国 23 研究センターの研究活動を効果的に推進するためには、研究プログラムの開発、新しい生産研究プロセスの策定等の総合調整が必要となる。カナダの専門家とインド側研究者は共同して、これらの作業を行うと共に各センターを随時訪問して、研究者との意見交換、研究成果の交流を行うことにしている。これらの交流を踏まえて、乾燥地農業研究の開発処方せんを作ることも、この研究グループの任務の一つとなっている。

またプロジェクト活動の中にワークショップと呼ぶ全研究センターの合同研究会が年 1～2 回ハイデラバードで開催されており、研究発表、意見の交換が行なわれる。これにもカナダ人専門家は参加し助言する。

カナダ人専門家の協力活動は、1. 研究プログラムの策定及び指導  
2. 共同研究 3. 教育訓練が主なものであるが、第 2 期以降の協力活動は実地の共同研究業務を縮小して、1 と 3 の業務に重点をおいて来ている。

これらの他、経済担当の専門家が近く、追加派遣されるが、この協力分野では、研究成果が、実際に農家経営の中で活かされた場合の経済分析、評価等を行うこととされている。

### 8-3 研究成果の農民段階への普及

全研究センターでは、それぞれ研究成果を、広く一般農家に普及するために、普及展示圃を地域内に設けている。展示圃の設置については、州政府と緊密な連繫をとりつつ行われ、研究センターの行う研究テーマについても、州政府の意向を取り入れて行なわれていることは、乾燥地農業開発をすすめる上で重要である。

展示圃は地域内、農家の圃場を用い、運営指導は研究センターの技術者が当る。主な展示内容は、次の通りである。

#### (1) 施肥効果

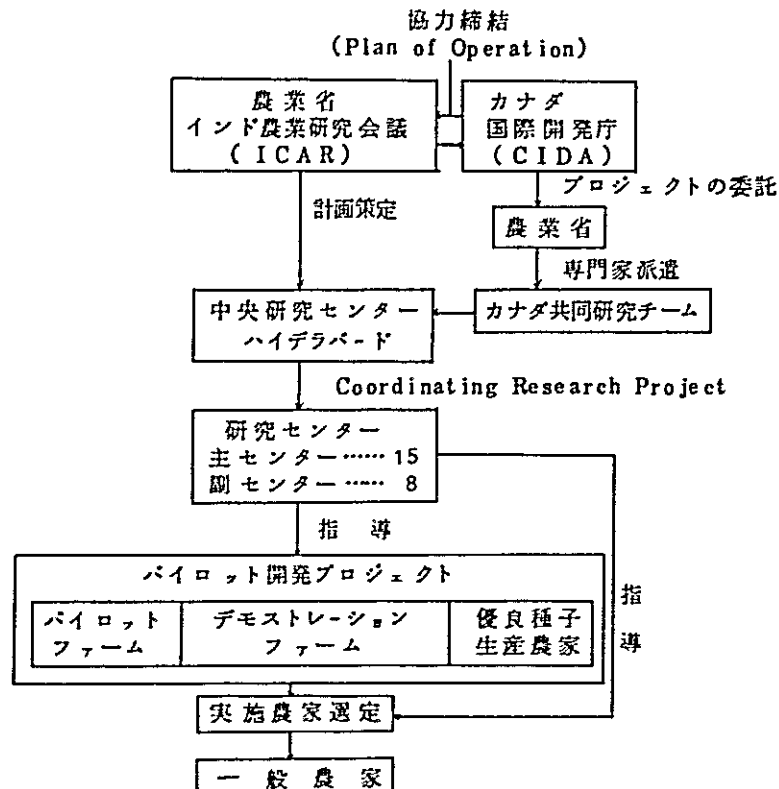
- (2) 作物別栽培様式
- (3) 病害虫防除
- (4) 品種比較
- (5) かんがい方法

この他、各研究センターの下にパイロット開発プロジェクトをもち、数 ha のパイロットファームを地域内に設置して、研究センターの開発技術を実際に活したパイロットファームを運営している。主任研究者又は、栽培担当の技術者などが、責任者となって運営プログラムの策定や、技術指導の任に当たっている。

また、研究センターは、テスト農家を選び、パイロットセンターで得た最も有望な、栽培体系及び管理方法を農民の手で活用させることにしている。このプロセスについても、カナダ人専門家は指導に当たる。

以上のプロジェクト実施形態を図示すれば図8-1のとおりである。

図8-1 研究プロジェクトの実施形態



#### 8-4 研究プログラム

インドの国土の大半は、降雨量に比較して、水分の地上蒸散量は大きい。そのために、土壤湿度の保持及び有効利用を目的とした研究に力を入れている。河川かんがいや地下水資源開発には、水資源及び経済的理由から限界があるとされている。

天然の土壤水分と降雨の有効利用は古くからインドでは行なわれており農民の誰もが実施可能な手法を研究している。多額の投資を要したり機械を利用しての乾燥地農法ではなく、農民が自らの工夫により実施可能な方法による乾燥地農業である。つまり、人間の知恵によって、自然を利用し、自然条件に適応した作物と、管理法を編み出すことが、この研究プロジェクトのねらいである。

中央研究所において、研究プログラムを作成するが、骨子は、各研究センターから作物生産につながる諸条件及び要因等の情報を収集して、研究プログラムを作成する。

研究の中心は、土壤、作物栽培、及び農業土木であり、これらを各地の立地条件に合わせて、それぞれ研究を実施する。

研究項目は次の通りである。

##### a. 土壤と作物栽培関係

- (1) 各種作物に対する土壤湿度と降雨の効果
- (2) 各種作物の時期別試験
- (3) 混作試験
- (4) 土壤水分の作物吸収力試験
- (5) 作付様式、作付距離
- (6) 水と土壤の固結関係
- (7) 地表面の被覆試験
- (8) 乾燥地での肥料の使用試験
- (9) 播種期試験
- (10) 乾燥地作物と雑草防止の関係
- (11) 植物生理関係試験
  - (a) 育種材料(品種)の検定(評価)
  - (b) 奨励作物の決定試験
  - (c) 復合作及び補完作物の選定試験

b. 農業土木

- (1) 土壤湿度の保持と通気性の増大
- (2) 圃場の耕起試験
- (3) 播種と施肥試験
- (4) 降水からの取水とかんがい試験

乾燥地農業研究の究極の目的は、乾燥地の自然条件の中で、巾広く変動する作物生産の特質及び要因を把握して、低い生産性を引上げ、最高の技術を編み出すことにある。それには、最少の投資で、できるだけ効果を上げることと降雨時の水を乾期に有効に利用することにある。

8-5 研究成果(代表例)

各研究センターにおいて実施した研究成果の中から、各種作物の生産性向上実績について例示すれば表8-2の通りである。

表8-2 改良種と在来種の収量比較

作物名	収量 kg/ha	
	在来種	改良種
ソルガム	1,220	2,200
ミレット	940	1,280
米	2,620	3,120
カウビー	620	1,270

出所 Dryland Agriculture Research and Development,  
ICAR.

特にソルガム、カウビーでは、在来種の収量に対し、改良種の収量は約200%と顕著な増加を示している。

また次表の研究センターと農家の生産比較では、研究センターが、降水や土壤湿度の関係を良くとらえて、適期播種や施肥、合理的な管理によって、一般農家の慣行農法と比較して、各種作物の収量は非常に高い。(表8-3)



表8-3 各研究センターにおける主要作物の収量と  
農家収量の比較

研究センター	作 期	作 物 名	収 量 kg/ha	
			研 究 所	農 家
デ ィ ー ラ ダ ン	夏 期	陸 稲	3,848	1,200
	冬 "	小 麦	2,531	1,000
	" "	稗 麦	2,026	900
サ ン ム バ	夏 "	豆	1,718	1,000
	冬 "	小 麦	3,436	1,500
ル デ ィ ア ナ	夏 "	とうもろこし	3,136	2,000
	冬 "	小 麦	2,834	800
ヒ ッ サ ー ル	夏 "	豆	890	300
	冬 "	ターマリック	811	400
バ ラ ナ シ	夏 "	陸 稲	2,328	700
	" "	とうもろこし	1,236	100
	冬 "	小 麦	3,538	1,100
	" "	稗 麦	3,133	1,000
レ ヲ	夏 "	陸 稲	2,953	500
	冬 "	小 麦	1,419	700
ラ ン チ	夏 "	陸 稲	2,538	800

出所 Dryland Agriculture Research and Development, ICAR.

#### 8-6 ハイデラバード研究センターにおける圃場研究について

ハイデラバード市から南へ約20K、数10haの同プロジェクトの研究農場がある。この農場の大部分は草原でインド林野庁の所有地であるが、その一部を開墾して、土壌湿度保持及び土壌水分利用の研究が行なわれている。また、ソルガムの品種改良のための育種圃も設けられ、主として、インド人研究者の手で育種が行なわれている。この研究圃場の施設は貧弱で小さな管理舎1棟に気象観測の施設があるだけにすぎない。

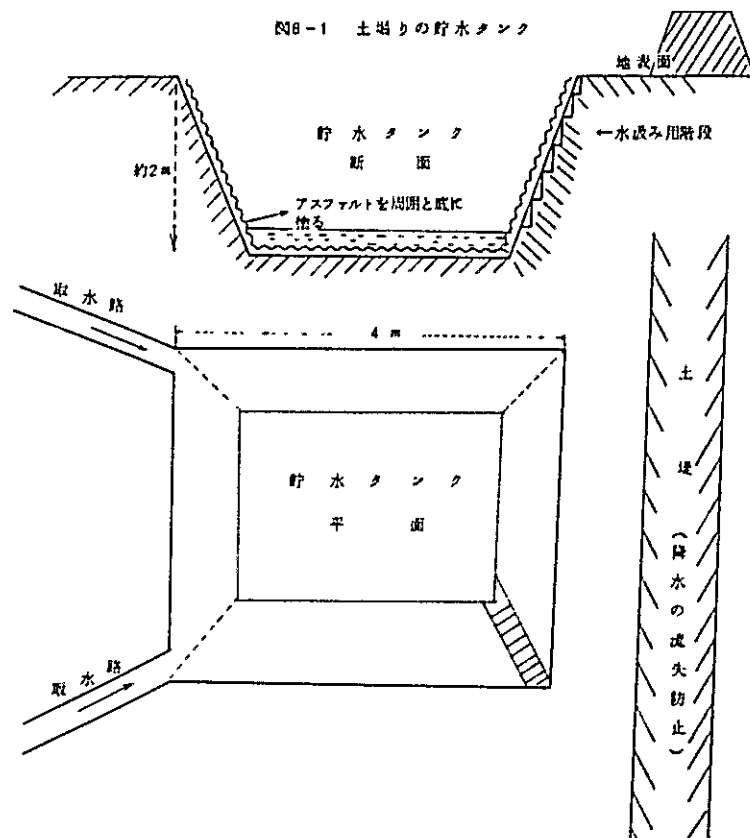
#### 8-7 僅少水かんがいの研究状況

わずかな降雨水を流失させずに有効に利用するために、人力かんがいの研究を実施している。農業に倣気象をうまく取り入れ、わずかな降水でも、その機会を逃さず、集水している。これは金をつぎ込んだ施設でなく、人間の力で水を利用する研究である。

従って、この僅少水かんがいは、小規模であり、集約的技術を要求する作物、例えば、野菜、果樹等においては、その採算性も高いが粗放的にして、大規模な栽培面積が要求される作物ではあまり期待が持たれない。

研究されているかんがい法は、地面にタンクを素掘りした簡単なもので、約4m四方に深さ2mの貯水タンクを掘り、保水が良いようにアスファルトを周囲に塗っている。このタンクに、降水を集水して、バケツを使った人力かん水を行なうものである(図8-1)

この手法は現在のインド農民に容易に普及できるであろう。農業の労働力が豊富なインドでは、全て機械に依存することはないとされ、人力と畜力を利用し、自然条件を活用した手段が当面は必要なのであろう。それにしても研究と言う科学的な手段からは遠く離れた感じである。さりとて現状の農法から飛躍しすぎた研究も、適応性がなく問題であろう。



9. マレーシアにおける協力事業：

マレーシア農科大学林学科・獣医畜産学科創設強化プロジェクト

9-1 マレーシアの林業

マレーシアは国土面積のうち、西マレーシアでは65%、東マレーシア(サバ、サラワク)では80%が森林である。

産業別生産では、林業及び漁業は、全生産高の8.0%(1971)を占めるにすぎないが、林業は、輸出ではゴム、すずに次いで第3位を占める重要な産業である。

## 9-2 マレーシア農科大学林学科の概要

マレーシア農科大学林学科は、獣医学科・農学科とともに、1971年10月新設された新しい学科である。上述のごときマレーシアにおける林業の重要性にかんがみ、林業行政および林業振興、技術向上のため、農科大学に林学科が設立されたのである。

同大学林学科は1972年1月から専門課程の準備を始め、1973年6月に始めての degree 学生を採用した。定員は30人であるが、73年入学生は27人、74年入学生は26人であった。また、diploma コースは、76年より開始した。現在、広い農科大学の一部に、地上3階地下1階の林学科専用の教室、実験室、研究室をもつが、これは76年1月に完成したものである。

卒業生の主な就職先は、

(i) 国(林野庁)、県(林務部)、マレーシア半島、サバ、サラワクの各県

(ii) 研究、教育機関

(iii) 製材、合板、林産、パルプ会社

(iv) その他

が考えられている。それ故学科の目的を

(a) ジェネラリストタイプの卒業生

(b) 専門化された卒業生

(c) land manager の育成

(d) 政府、民間企業の実務者を育成する技術者の育成

においている。

○ 学科の教授陣等

林学科は、3年間の diploma コースと、4年間の degree コースと、大学院からなり立っている。

教 授	1 人
助 教 授	1 人
講 師	12 人
学生主事	1 人

### 9-3 林学科への外国からの援助

林学科の教授陣に次の援助が与えられている。

米 国	1人
オーストラリア	1人
英 国	1人

これに加えてC I D Aから

トロント大学林学科より	1人
ブリティッシュコロンビア 大学林学科より	3人
カナダ林野庁環境部より	1人

さらに短期的には、オランダ、インドネシアから6カ月程度講師が来ている。

### 9-4 C I D Aの林学科への援助

マレーシア政府は、カナダに対して、林学科設立の援助を申し出た。1973年8月、カナダの大学教授が、1年の契約でdegreeのプログラムを作るために派遣された。次いで74年11月、各種施設の設置と教育をおこなうため、専門家が3カ年契約で派遣された。76年5月から1年の契約で次の4人がマレーシアに着任した。

教 授	1名	森林計画学
同	同	森林土木学
博士号を持つ専門家		森林経営学
同		木材生産学

C I D Aの大学への援助は

ア. 教授陣のスタッフの派遣

イ. 資料、書籍の供与

ウ. カナダ国の大学、政府機関への11 man yearsの留学から成立っている。

このための援助総額は、\$365,000であり、その中には資材として書籍(15,000ドル相当)が供与されている。

大学の建物、施設は全てマレーシア独自の費用でまかなわれた。

援助の方法は、マレーシア政府は、カナダ政府(C I D A)と協定を締結して、それにもとづきスタッフが派遣される。

C I D Aは、カナダ林野庁又は個人と契約して、必要なスタッフを集める。

また、学科創設以外にマレーシアに対し、オーストラリアは、専門家を送り、演習林の道路建設につき調査をおこなうなどの援助をおこなった。

また、C I D Aは林野関係として、次のような援助もしている。  
ア. 2国間として、カナダ大学学生ボランティアサービスの提供  
イ. 73年初期、U.N.D.Pの多国間援助にカナダ人を派遣した。

#### 9-5 今後の見通し

マレーシア林業については、パルプ工業、運搬等、多くの問題をかかえている。しかし第1段階の協力として、林学科の設置と充実にあった。第2段階は、研究内容を強化拡充することを目的として、これに対する協力をマレーシア政府及び大学は、C I D Aに対して要求中であるが、C I D Aはこれで協力を中止する考えである。77年末には、カナダ人は全部引き上げることになる。

ただし、留学の枠は未だ残っているので、これは継続されよう。

#### 9-6 マレーシアの畜産

マレーシアにおける動物の飼育は、古くは水牛、山羊、羊であって、生産物の販売を目的とした畜産等の始まりは、最近のことである。

近年、養豚、養鶏が大きく発展したが、酪農および肉牛については、従来からの小規模なものがある程度で、近代的な経営はほとんどなく、今後酪農と肉牛の振興を図る必要がある。しかしながら、酪農は本来寒冷地のもので、気候の点で問題があり、今後熱帯に適した優良品種をつくり出す必要がある。肉牛については、気候の問題もなく、土地も豊富のため、発展の可能性もある。また豚コレラなど疫病が発達するなど熱帯特有の問題がある。

#### 9-7 マレーシア農科大学獣医畜産学科への援助の経緯

5年前に動物疫病調査を行い、援助の必要が確認され、さらに獣医畜産学科を創設する計画に援助することとなった。

オーストラリア Perth の Dr. D がウガンダのプロジェクトに参加した  
帰り、C I D A の依頼により、マレーシアの畜産（牛）を視察した。そ  
の結果、カナダ政府はマレーシア農業大学の獣医畜産学科の創設につき  
\$ 5 4 0, 0 0 0 の援助契約を結ぶこととなった。

#### 9-8 C I D A の援助

マレーシア政府に対するカナダ政府の援助は、1974年8月から4  
カ年計画で始まった。援助の内容は、

- ア. カナダ Guelph 大学の教授から4~5人、全部で9人年のメン  
バーを派遣すること、
- イ. 定期刊行物、本、実験道具など、\$ 2 0, 0 0 0 を供与すること
- ウ. 4人の大学卒業生をカナダにおいて、大学院に1975年より2人、  
1976年より2人留学させること、である（全部で12人年となる）。

また上記の派遣計画の詳細は、

Pathology	1974年8月1日より3年間
Parasitology	1974年9月1日より2年間
Veterinary Surgeon	1975年 or 76年から1年間
Clinical Reproduction	1975年 or 76年から1年間
Veterinary Medicine	1975年 or 76年から2年間

である。次に教授の任務は、農科大学獣医学科において学部学生の教育  
プログラムを作ること、学部学生の指導、それぞれの分野で、マレーシ  
アの研究者と協力してマレーシア問題を研究すること等である。

援助計画は、1976年2月26日下記の点について変更された。

- ア. 教授の派遣 9人年→12人年
- イ. 援助額 \$ 5 4 0, 0 0 0 → \$ 7 3 0, 0 0 0

獣医学科の場合は林学科と異なり、C I D A はその援助の全てを、Uni-  
versity of Guelph にまかせている。

#### 9-9 その他

カナダ人教授の協力に関するその他の感想等は次のとおりである。

- (1) 施設については、結局 \$ 4 0, 0 0 0 を与えることになろう。  
(大学が独自の予算で協力するものが含まれる。)

施設のうち、大部分はマレーシアで、手に入れることが出来たが、専門的なものについてはカナダ、U.S.A. などから手に入れた。

- (2) 施設の発注は、まず大学（カナダ）に注文して、大学が調達する。教材についてはCIDAの予算でなく、大学の予算で協力しているものが多い。
- (3) マレーシアの大学は、自主性がなく、大学はマレーシア政府の許可をとるため6カ月もかかる。車を買うのに1年半もかかった。
- (4) 協力の計画はあと1年残っているが、これを延長するよう獣医学科長が現在カナダで交渉中である。
- (5) 本協力については、Dr. Dが計画したものだが、計画者が実施の段階でも参加することが必要だと思う。
- (6) 協力においては、技術的な細かい援助が必要である。例えば、実験標本の作り方のようなものの指導が極めて大切である。
- (7) カウンターパートをカナダで訓練しているが、マレーシアに帰った時、われわれの仕事（カナダ人）を引きつげない。  
われわれにはカウンターパートがない。われわれが引き上げた時大学がどうなるのか心配である。現在6～7人が教授としてのトレーニングを受けているが、マスターをとった位のもので、人を教えられる人はいない。
- (8) われわれが引き上げた時、理論的なものはなんとかやっけていけよう。しかし、実務的（Clinical, Practical）なものは問題であろう。
- (9) 協力をする場合、住宅問題が大切である。マレーシアは350ドル/月を与えてくれるが、満足な住宅を借りることは出来ない。



## V. 調査団長所見

## V. 調査団長所見

以上がわれわれの知り得た、カナダの開発途上国に対する援助の全貌であるが、それにCIDAと意見を交換したり、現地を見たりして感じていたことをまぜ合せてとりまとめてみる。

### 1. 開発途上国に対する援助目的がはっきりしている。

援助の目的を " 貧しい国の貧しい地方の住民の福祉の向上 " に定めている。従って対象地帯としては開発途上国の農村地区が優先している。当然、対象の選定に政治的配慮は原則としてはなされていないように見える。況や貿易上の見返りの如きは考慮の外にあるように見受けられる。協力の内容は食糧の現物供与、食糧生産資材の供与に最重点がおかれ、Social infrastructureと人的資源確保（教育、職業訓練等）に重きがおかれ、次で農林水産業、健康衛生、人工問題等の改良、つづいてエネルギー開発、運輸通信の改良、地下資源の開発等となっている。

この援助目的の透明なことは、カナダの現在の経済力の強大なことと資源の豊富さが、援助に対する見返りを求めるに及ばないという物的背景にだけ依るものではなく、宗教に由来すると思われる人道的な援助観がいくらかあずかっているのではないかと思われる。Canada's contribution should not only be a financial and technical one ; It must also have a humanistic foundation. (A Review of CIDA activities (1970~74)より)。これは建前だけのものではないように思われる。

### 2. CIDAは開発途上国援助に対し、国民の参加をよびかけている。

上に述べたことから察すれば当然の帰結とは思われるが、CIDAの前総裁 GERIN - LAJOIE 氏は、カナダ国民個々が開発途上国援助に関心を持つように呼びかけている。"この事業は特定の目標を支援するための短期的な Campaign を行うものというよりも、永続的な国民のmoral attitudeを築きあげるためのものである"とさえ言っている。まことに高邁な言というべきである。それを何もあらたまった姿勢でのべているのでもないというところより判断すると、開発途上国援助事業について国民のコンセンサスが得られているからと思われる。少なくとも関係者が開発途上国援助に対しての理念を持っていることがこのような言葉を発せしめるものと思う。

### 3. CIDAは政府機関でその権限が簡明である。

C I D Aは外務省の外局で政府機関であり、外国駐在の職員の中には大使館の書記官を兼ねているものもある。C I D Aはその業務の運営について関係各省より選ばれた委員の意見を求めたり、各省より出向した少数の高級職員（農業省の場合は1名）の協力は得ているが、開発途上国援助に関するあらゆる業務を施行する権限を与えられている。技術援助、資金援助、食糧援助、留学生受入れ、国際機関への援助等すべてに亘って任されている。従って援助業務は政府の決めた方向と枠の中で総合的に円滑に行なわれ易いと思われる。

#### 4. 他の機関に対し広く協力を求めているがその求め方がすっきりしている。

特に現地に於ける業務については、自己の能力の及ばない部分が少なくないとみえて、他の政府機関や非政府機関の協力を求めている。そのうち既存の政府機関では機能し得ない研究費援助に関しては、International Development Research Centre ( I D R C )という、そのための政府機関を新設して、それに必要な経費はC I D Aの予算の中に計上して、C I D Aから補助の形で支出している。これはC I D Aを中核とする体制を堅持するためのものであろうが、C I D Aに対する徹底した協力体制の1つと見ることもできる。

( I D R Cについては後述する。 )

政府機関で機能しないボランティア活動については、カナダ経営者海外協力団 ( C E S O )、カナダ大学海外奉仕団 ( C U S O )に協力を求め、それに対して必要な経費を支出している。

C I D Aの政府機関に対する協力の求め方を、インドに対する乾燥地農業研究援助とマレーシアに対する農業大学獣医畜産学科育成援助の場合についてみると、既述の如く、援助業務は協約締結をも含むすべてのことを協力した機関である農業省なりGuelph大学なりに任せてしまっている。協力する側とされる側の相互信頼を基調としたこの方式は効率的であろうと思われる。事実Guelph大学は、大学側の経費を以て学長はじめ2-3の人が現地を視察して援助事業の成果をあげるべく努力しているということであった。

#### 5. I D R Cの運営方法

I D R Cは1970年に成立した法律によって設立された政府機関である。その業務は開発途上国の経済的、社会的発展に関する諸般の問題についての研究を支援し推進するのを目的としている。それはこれらの国に於けるこの種の研究能力を育成することも重要な目的としているから、業務の主体はそれらの国に於ける適当な研究機関や大学等に研究費を援助し供与することにある。

C I D Aはその総予算の3%位をI D R Cに補助して、その事業を賄っている。I D R Cの各国の諸機関に対する研究費の援助の割当ては、I D R Cに設置されたGovenersの会議によって決定される。これは毎年2回開かれる。Govenersは21人で、そのうち11人はカナダ人が任命されるが、10人はカナダ以外の国の人任命され、そのうちの6人は開発途上国から選ばれることになっている。

ここにもC I D AのI D R Cに対する、I D R CのGovenersに対する信頼の深さをみることができる。信を相手の腹中に置く、という東洋の古諺をここに見る思いがする。

#### 6. 援助対象国をProgram CountriesとProject Countriesに分けることの是非について。

カナダと日本の援助方式のうちで最も目立つ相異点は、対象国をProgram CountriesとProject Countriesに分けていることである。この方式の是非について考えてみよう。

この方式は援助対象国と対象事業を政治的または打算的な考慮を混じえずに選ぶことができる場合は、事務上は頗る効率的であろう。また相手国の開発上の問題点を客観的に正確に把握できる場合には、相手国にとってもっとも適切な援助を総合的に行うことができるであろう。カナダにはこの二つの長所を活かすことができる可能性があるように思える。

一方、援助目的の中に政策的なもの、打算的なものがまじると、相手国の台所または座敷にまで立ち入るといふ無作法を生む危険性を孕んでいるように思われる。これと反対に援助目的を冷静公平に選んだ場合でも、事務的効率主義に偏すると、たとえば食糧問題を対象とする場合、農業開発のような恒久的ではあるが困難な問題よりも、食糧供与のような一時的で安易な解決法を選びはしないかというおそれがある。またプログラム方式によって対象国を総合的に開発援助をしようとする、農業のように開発上に予見し難い不確定要素の多い部門の開発が立ちおくれるおそれがある。カナダの援助をみると、農業援助の場合のこの二つの欠陥が生れつつあるように思える。われわれはC I D Aの本部に於て農業開発について2～3の点をたずねてみた。

それは、今までの実績では協力の重点は研究、普及、地域開発、新作物の導入等のうちのいずれにおかれているか。大農経営の貴国の技術者が小農の国の農業開発について特に感ずる点は何か。相手国の農業政策の実態の把握につ

いて困難はなかったか。相手国が貴国の提供した技術を有効に利用できなかった場合はなかったか。その場合の措置は如何にしたか。普及について小さなモデル地区を設置した経験はないか。東南アジアの場合は農民の生産技術を向上するとともに生産資材の購入、生産物の販売について中間マージンを排除することが必要と思われるが、それについてはどう考えるか。と云うような其の初歩的な質問であったが、答はほとんどかえっては来なかった。それはこのような問題に遭うような現場の協力をあまり行っていないことと、C I D A本部はプロジェクト別に組織されていないために、この種の事情の把握ができていくことによるもの、うと思われる。農業協力については最後の evaluation のあり方と時期、終了後の hand over の方法等についての経験についても聞き取ったが、そのような実務的なことは答を得ることはできそうにないのでたずねなかった。

プログラム方式であれば、部門的なことは細かに知る必要はないのかも知れないが、われわれはこのことは理解し難い。さきに述べたように農業協力は予定如くは進まない場合が多いし、その効果の評価も難しいからである。

結論的に云えば、プログラム方式は日本には、今のところは、適さないように思われる。

## 7. 農業協力の技術の範囲

C I D Aは、農業に限ることではないと思われるが、相手国のカウンターパートの研修に、カナダよりも適当と思われる国があればそこを利用しているし、派遣専門家を国内で求め難いときは第三国に於て求めるという方針をとっている。それで農業の場合、相手国より要請があれば、如何なる部門に於ても協力するのかとたずねたところ、わが方で責任を以て応じられる分野に於てのみ協力に応ずる。カナダとして実績もなく自信もない部門についての協力は初めから考えてはいない。それらの部門について特別に専門家を養成することなど全く考えていないということであった。技術協力を甘くは見えていないという感じを受けた。

## 8. インドの乾燥地農業協力

この協力について先づ感じたことは、実質上の協約書である " Plan of Operation " の内容があまりにも細かく規定されていること、インド側で作った研究計画が、研究内容はさしたることはないのに研究組織は膨大であり、対象地域はあまりにも広大であたかも鶏をさくに牛刀を用いている感じであっ

た。さぞやり難いことであろうと推測したが、現場をみて受けた感じは正に予測の通りであった。かかる協力に応じたのは、今まで農業協力を深く取り組んだ経験がないことによるのではないかと考えさせられた。それはつまりはプログラム方式の所産であるのでもあろうか。

#### 9. マレーシアの農科大学に対する協力

これは新設された学部の教授方法と内容を充実するための協力であるから、失敗するおそれのほとんどない事業とみてよいと思われる。協約内容 (Memorandum of Understanding) も簡単であるし、業務内容もアドバイスの的なもので、中進国に対する援助態度としては一つの見本としてもよいと思われた。

そのほかここで印象に残っているのは、さきにのべたが、獣医畜産科の援助引受け者である Guelph 大学が自前の経費で学長その他の人を現地に派遣し、援助の実情、効果の見通し等につき調査させ自らの責任を果すことにベストをつくしていること、及び些細なことのように見えるが、派遣されている教授達が、あせらずに悠々とやっている割に、マレーシア側の提供した housing の条件があまりにも低いことに強い不満を示したことであった。アフリカのある国に於ては、housing の条件で折り合わなかったばかりに、援助協約が締結できなかったことがあるという内幕を述べる有様であった。housing の重要さはわれわれには理解し難いことであるが、それだけに却って忘れ難い。

#### 10. British Commonwealth の連帯感

われわれはインドとマレーシアに於て協約内容が精細な方—インド—では業務が停滞し、簡単な方—マレーシア—では円滑に進んでいるという皮肉な実例をみたが、進み方や成果について予見の難かしい農業協力について、細かい協約をすることは、自らを束縛する方向に作用し、自由に積極的に活動することを制約することになりかねない。この事例はたまたまの特例として見るよりはわれわれの参考となる事例として受けとめたい。

それはさておき、カナダはインドにおける原子爆弾実験以来、協力を控えようとする動きがあるなかで、この難渋している乾燥地農業協力を延長したのは一見不可解である。カナダの専門家達が所期の成果の期し難いと思える協力事業に、インド側を表に立てて仕事をつづけている態度は見上げたものと思う。われわれなら第一期の協力で見切りをつけて引き揚げてしまいそうなところである。このインドに対する寛容さは、British Commonwealth という縁 (えにし) の糸の所産ではなからうかという気がする。それはマレーシアの協

力に於て、オーストラリヤが短期の教授派遣を行つて、カナダの協力を補完しているが、これは恰も当然の事のようにわれわれに説明していたときにも感じたことであつた。この章の冒頭に於て、カナダの援助方針は政治的な背景がなく無色透明に近いと賛辞を呈しているが、よく調べれば、British Commonwealth の縁によつて、いくらかは濁らされているかとも思われる。しかしそれは実際問題としては存在して然るべきことであつて敢て批評するには当らないことのように思われる。

附属資料1 面会者リスト

1. カナダ国際開発庁

Canadian International Development Agency (CIDA)

Mr. Brian Ross	Chief Planning Officer
Mr. J.A.M. Landry	Regional Director, Pacific/Bangladesh
Mr. W. Bryan Wannop	Regional Director, Asia South West
Mr. Y.C. Pan	Planning Officer, Asia
Mr. Peter Wyse	Planning Officer, India and Nepal
Mr. J.E. Kramer	Planning Officer, South Asia
Mr. Brodia Anderson	Senior Project Officer, Asia South East
Mr. G.W. Sharpe	Senior Project Officer, Asia

2. カナダ通商公社

Canadian Commercial Corporation (CCC)

Mr. O.I. Matthew	
Mr. T.M. Coghlan	Secrétaire

3. カナダ農業省

Agriculture Canada

Dr. D.G. Ware	Associate Director International Liaison Service (ILS) Economics Branch
Mr. T.G. Willis	Coordinator International Agricultural Development International Liaison Service
Dr. R.J. Avery	Associate Director Animal Pathology Division Health of Animals Branch
Dr. E.S. Merritt	Research Coordinator (Dairy Cattle) Research Branch
Dr. Jiro Nagai	- do -



Dr. W.S. Ferguson	Research Coordinator (Soil Fertility) Research Branch
Dr. C. Aube	Director Research Program Service Research Branch
Mr. D.B. Young	Chief of Production Section Livestock Division Production and Marketing Branch
Dr. V. Gilchrist	Director Research Division Economics Branch
Mr. J.B. Smiley	Foreign Agricultural Relations Co- Ordination International Liaison Service

4. 在インド・カナダ大使館

Mr. Roderick M. Haney First Secretary (Development)

5. インド農業研究会議

The Indian Council of Agricultural Research for Dryland  
Agriculture (ICAR)

Dr. Bhumbra	Deputy Director-General
Mr. S.P. Tuli	Under Secretary
Mr. P.P. Johar	Protocol Officer
Dr. Ch.Krishnamurthy	Director Dryland Project
Dr. S.L.Chowdhury	Coordinator Dryland Agriculture Project
Dr. K. Vijayalakshmi	Soil Physicist, Dryland Agriculture Project
Mr. Albert C. Robinson	Senior Pasture Agronomist Drought Prone Areas Project (FAO/World Bank)
(Canada Mission)	
Dr. D.T. Anderson	Principal Canadian Adviser ICAR Dryland Project Hyderabad

Dr. Frank Colder	Canadian Adviser Dryland Project Agronomist
Dr. David Kidd	Canadian Training Adviser
Mr. R.D. Dryden	Canadian Adviser Agronomist

6. 国際半乾燥熱帯作物研究所

International Crops Research Institute for the Semi-Arid  
Tropics (ICRISAT)

Dr. Leslie D. Swindale Director

Mr. B. Diwakar Scientific Liaison Officer

7. マレーシア農業大学

Universiti Pertanian Malaysia

-- Forestry Faculty --

Mr. Husein Abdul Jamil	Lecturer Forest Economics and Resource Management
---------------------------	---

Mr. Yusof bin Hadi	Forest Management
--------------------	-------------------

Mr. Nik Muhammad bin Nik Majid	Forest Soils
-----------------------------------	--------------

(Professor s, CIDA)

Dr. Sastry B.R.Cherla	Wood and Pulp Science and Forest Products
-----------------------	--

Dr. Squire Gordon	Forest Products
-------------------	-----------------

Prof. Adamovich, Laszlo	Forest Engineering
-------------------------	--------------------

Dr. Bonnor, G. Michael	Biometrics
------------------------	------------

Prof. Love, David Vaughan	Industrial Forestry
---------------------------	---------------------

-- Veterinary Medical Faculty --

Prof. Soltys	Microbiologist
--------------	----------------

Prof. Little	Pathologist
--------------	-------------

8. 在マレーシア・カナダ大使館

Mr. Richard J. Inglis Second Secretary (Development)

附属資料2 収集資料リスト

1. Canada, Strategy for International Development Cooperation 1975 - 1980; Canadian International Development Agency, 122 Bank St. Ottawa K1A0G4; Sep.1975; P.P.48
2. CIDA 1975 - 76; CIDA; Apr. 1975; P.P. 72
3. Memorandum of Canada to the DAC of the OECD, Annual Aid Review 1975; CIDA; Jan. 1977; P.P.37
4. Canada and Development Cooperation, Annual Review 1975 - 1976; CIDA; Dec. 1976; P.P. 151
5. English-French International Development Lexicon; CIDA; P.P.89
6. Rural Development and Renewable Resources, Sectoral Guidelines 1 (Rural Development, Agriculture, Water Management, Forestry and Fisheries) ; CIDA; Apr. 1976; P.P. 93.
7. Social Development and Community Services, Sectoral Guidelines 2 (Education, Health, Population, Housing, Social Communication, Cooperatives); CIDA; July, 1976; P.P.86
8. Organization of the Government of Canada 1976; Interdepartmental Committee on the Organization of the Government of Canada; 1976; P.P.500
9. Canada Commercial Corporation P.P.12
10. Annual Report 1975 - 1976 ; Canadian Commercial Corporation; June 1976 ; P.P.10

11. Access to Export Markets through the Canadian Commercial Corporation;
12. Report of the Secretary of State for External affairs on the Mission to Bangladesh; Apr. 1975 ; P.P. 37
13. Statement by Secretary of State for External Affairs and Minister Responsible for International Development; CIDA; Sep. 1975; P.P.20
14. Bilateral Programme Manual, Volume 2, Project Management Cycle, CIDA



88  
A  
LIB